

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成20年10月17日

(平成19年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会等・教育委員会)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年10月17日（金曜日）

午前10時1分開議  
 午前11時15分休憩  
 午前11時21分開議  
 午前11時48分休憩  
 午後1時1分開議  
 午後1時44分休憩  
 午後1時49分開議  
 午後2時35分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第27号 平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第31号 平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第32号 平成19年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第33号 平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（13人）

- 委員 長 早 川 英 明
- 副委員 長 井 手 順 雄
- 委員 倉 重 剛
- 委員 氷 室 雄 一 郎
- 委員 福 島 和 敏
- 委員 佐 藤 雅 司
- 委員 池 田 和 貴
- 委員 森 浩 二
- 委員 早 田 順 一
- 委員 濱 田 大 造
- 委員 山 口 ゆ た か

委員 上 田 泰 弘  
 委員 高 野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

- 本部長 横 内 泉
- 警務部長 茂 木 陽
- 生活安全部長 川 崎 広 文
- 刑事部長 徳 永 幸 三
- 交通部長 北 里 幸 則
- 警備部長 吉 田 親 一
- 首席監察官 古 川 隆 幸
- 参事官兼警務課長 松 本 一 幹
- 参事官兼会計課長 吉 村 郁 也
- 会計課課長補佐 松 井 公 治
- 理事官兼情報監理課長 木 庭 慶 章
- 理事官兼広報県民課長 緒 方 博 文
- 総務課長 吉 長 立 志
- 参事官（生企・少年） 浦 田 潔
- 参事官兼刑事企画課長 池 部 正 剛
- 参事官兼交通企画課長 新 藤 俊 博
- 理事官兼交通規制課長 田 上 隆 章
- 交通指導課長 井 上 慎 二
- 理事官兼警備第二課長 徳 永 昭 治

出納局

- 会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道
- 首席会計審議員兼
- 会計課長 藤 本 玉 留
- 管理調達課長 坂 本 友 春

人事委員会事務局

- 局 長 井 川 正 明
- 総務課長 田 中 明
- 公務員課長 松 見 久

監査委員事務局

局長 金田和洋  
 第一課長 藤川昭  
 労働委員会事務局

局長 井公男  
 審査調整課長 佐伯康範  
 議会事務局

局長 松山正明  
 次長 正木重臣  
 総務課長 吉良洋三  
 議事課長 東泰治  
 政務調査課長 小原忠隆  
 教育委員会

教育長 山本隆生  
 総括教育審議員兼  
 教育次長 中村和道  
 総括教育審議員兼  
 教育次長 新井久徳  
 教育次長 阿南誠一郎  
 首席教育審議員兼  
 教育政策課長 吉村孝  
 福利厚生課長 藤本和夫  
 高校教育課長 眞開純洋  
 義務教育課長 木村勝美  
 首席教育審議員兼  
 学校人事課長 由解幸四郎  
 社会教育課長 遠藤洋路  
 人権同和教育課長 恵濃裕司  
 文化課長 米岡正治  
 体育保健課長 八十田宏  
 首席教育審議員兼  
 施設課長 児玉邦秋  
 高校整備政策監兼  
 高校整備推進室長 後藤泰之

---

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂本道信  
 議事課課長補佐 鹿田俊夫  
 議事課課長補佐 徳永和彦  
 議事課課長補佐 菊住幸枝

---

午前10時1分開議

○早川英明委員長 ただいまから、第5回決算特別委員会を開会します。

本日は、初めに警察本部と出納局及び各種委員会等の審査を行い、その後、午後1時から教育委員会の審査を行うこととしております。

それでは、これより警察本部の審査を行います。

まず、警察本部長からごあいさつをお願いします。着座のままで結構でございます。皆さん方も、そうしてください。それでは、横内警察本部長、お願いします。

○横内警察本部長 おはようございます。警察本部長の横内でございます。それでは、着座のままさせていただきます。

早川委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいております。この席をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成19年度の決算の報告に先立ちまして、私から、最近の治安情勢とこれを踏まえた県警察の取り組みについて、その概略を申し上げます。

県警察では、昨年末に終了いたしました緊急治安対策プログラムの推進結果を検証し、残された課題等を抽出するとともに、県民の皆様からの意見・要望等を踏まえ、本年から取り組む新たな治安対策として、「安全・安心くまもと」実現計画を策定し、現在、組織を挙げて諸対策を推進中であります。その結果、刑法犯につきましては、認知件数が、9月末現在で1万2,956件と、これは昨年同期に比べて2,093件、率にして13.9%減少しております。

その一方で、検挙人員は3,252人と、昨年同期に比べ355人、率にして12.3%増加しております。検挙はふえて犯罪は減少するという理想的な状況で推移しているところであ

ります。

また、交通事故につきましては、昨日現在で83人の方がとうとい生命を落とされており、死者数は昨年同期に比べ2人増加しておりますが、発生件数、負傷者数は、8,874件、1万1,295人と、これは昨年同期に比べて402件、668人減少しております。交通事故そのものは昨年に引き続いて減少傾向にございます。

このように、全体として見れば、本県の治安は、さらに改善の方向に向かっていると云ってもよいのではないかというふうに思っています。

しかしながら、個々に見ますと克服すべき課題も少なくありません。特に本年に入りまして、電話で子供や孫あるいは役所などを名乗って信用させて金をだまし取る振り込め詐欺が急増しております。9月末現在で被害額は既に2億円を突破いたしまして、昨年の1年間の被害総額を大きく上回っている、極めて憂慮すべき事態となっております。

このため、県警察といたしましては、振り込め詐欺対策のプロジェクトチームを設置して、詐欺の実行犯及びこれを助長する口座の不正取得、売買、こういったものに対する徹底した取り締りに努めますとともに、詐欺のターゲットになっております高齢者等を被害から守るため、自治体、金融機関等との連携のもと、官民一体となった予防活動を強力に推進しているところでございます。

また、本年は、高齢者の交通死亡事故、特に歩行中の事故の大幅増加が交通事故死者の総数を押し上げている状況にございまして、現在も、先週の10日から4日連続で高齢者の方が亡くなる死亡事故が発生いたしましたことなどを受けて、高齢者の道路横断中の事故防止を重点に、指導取り締りの強化や広報啓発などの緊急の事故抑止作戦に取り組んでいるところでございます。

このほかにも、子供の安全対策、少年非行

防止対策、暴力団等組織犯罪対策、テロ・大規模災害等緊急事態対策など課題が山積しているところではございますが、さらなる治安回復を目指し、県民が安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、パトロールや事件検挙などの力強い警察活動の推進、そして地域連携モデル事業を初めといたします地域社会との連携と協働、この「安全・安心くまもと」実現計画の2つのコンセプトに基づく各施策に、今後とも私以下3,400人の職員全員が心を一つに取り組んでまいり所存でありますので、委員長初め委員の皆様方には引き続き、警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成19年度一般会計のうち、警察関係分の決算につきまして御審議いただきますが、警務部長から平成19年中の警察活動の概要等について、会計課長から平成19年度歳入歳出決算等につきましてそれぞれ報告させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○早川英明委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いします。茂木警務部長。

○茂木警務部長 警務部長の茂木でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。着座させていただきます。

まず、平成19年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘をちょうだいいたしました、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、警察関係のものにつきまして、その後の措置状況を御報告させていただきます。

昨年、2点の御指摘をちょうだいしております。まず1点、決算特別委員長報告の第4の1でございますけれども、「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られ成果も上がっているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納

者・債務者の所得等の把握に努め、法的手段を含めて適切な徴収対策を講じること」、このことについてでございます。

平成18年度末の収入未済につきましては、第1に交通情報板等の損害賠償金、第2に交通事故に係る損害賠償金、第3に放置違反金及びこれに係る延滞金の3事案・4件、総額で1,668万1,731円を計上しておるところでございます。

まず、1件目、交通情報板等の損壊に係る損害賠償金の一部1,323万6,586円が収入未済になっている事実について御説明申し上げます。

これは、平成10年3月でございますが、当時の阿蘇郡長陽村で交通情報板を損壊した交通事故に係る損害額の一部が未払いとなっているものでございます。

本件は、平成12年に支払督促事件として債権が確定しておるわけでございますけれども、差し押さえるべき資産の存在が確認できなかったということがございまして、当時は強制執行を保留しております。

しかし、債権確定から数年が経過し、このままでは債務者の存在そのものが確認できなくなることへの懸念、また県としての債権回収姿勢を明確に示しておく必要があるという判断に立ちまして、顧問弁護士と協議の上で、平成17年8月でございますが、強制執行、これは銀行口座差し押えでございましたが、この強制執行を実施したところでございますが、金額的には非常にわずかな額しか回収できなかったという状況でございました。

その後も、債務者の会社の営業状況また資産状況等につきまして、会社の所在地一帯における現地調査、また民間調査機関へも委託をいたしまして調査等を継続しているところでございますけれども、残念ながら実態の解明には至らず、有効な回収方策を講じることができない状況でございます。

今後、効果的な調査方法を検討いたしまし

て、資産の存在の確認等に努めまして、強制執行の再実施、また財産開示請求などの方法によりまして、債権回収に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通事故の損害賠償金2件について申し上げます。

1件目は、平成18年3月5日でございますが、熊本北警察署のパトカーが追突を受けた交通事故に係る損害賠償金6万2,798円が収入未済となっている事案でございます。

本件事故については、平成18年5月16日に、相手方が損害額6万2,798円を全額負担することで示談が成立しているわけでございますけれども、当時、相手が無職・無収入という状態ございまして、支払いができなかったというものでございます。

その後も収入がない状態が続いており、生活に困窮している様子が見ええるわけでございますが、今後も引き続き本人の稼働状況、収入等を確認しつつ、また面談するなどして早期の支払いを促し、債権回収を図ってまいりたいというふうに考えております。

2件目でございますが、平成18年4月11日に多良木警察署の捜査用パトカーが、少年院からの逃走事案捜索中に、まさにその逃走する少年が運転する車両、これは盗難車両でございましたけれども、これから衝突されたという器物損壊事案に係ります損害賠償金の一部22万3,247円が収入未済となっている事案でございます。

本件事案につきましては、相手方が損害額の全体72万3,247円を全額負担するというところで、これも示談が成立しておるところでございますけれども、相手方が少年でもございます、また、本件事件後に沖縄の少年院の方に移鑑されたということもございまして、損害金の支払いにつきましては少年の母親と交渉を行ってきたというところでございます。

その結果、損害金については母親が負担することになりまして、平成18年12月に50万円、

それから残金については平成19年3月に支払うということになったわけですが、この残金が未払いとなっているものでございます。

この少年の母親は、母子家庭のため本人の収入のみで3人のお子様を養育しているということでございます。また、少年に係る負債を相当抱えている状況でございまして、経済的に非常に困窮している様子がかがえるわけでございます。

このため、本件の損害賠償金が未払いとなっているものと思われませんが、今後とも引き続き定期的に連絡をとりながら債権回収に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3点目でございます。放置違反金過料等に係る収入未済について申し上げます。

放置違反金等の収入未済につきましては、平成18年度末で放置違反金が315万8,000円、延滞金が1,100円、合計いたしまして315万9,100円となっておりますが、平成19年度末までに、放置違反金145万4,000円、延滞金1,100円の合計145万5,100円を回収いたしまして、繰越分は170万4,000円となっております。

この間、滞納者に対します督促状や催告状の発送はもちろん、電話また個別訪問による督促を継続的に行ってまいりますとともに、所在が判明しない滞納者に対しましては、市町村に対します身上照会等を積極的に実施するなど、徴収対策を徹底して推進しているところでございます。

また、銀行に対する預金調査を行いまして滞納者の資産状況を把握し、督促に応じない悪質な滞納者に対しましては、強制処分である滞納処分を執行するということをしております。

今申し上げた滞納処分でございますけれども、平成19年12月に1件、差し押さえ金額は1万7,700円、平成20年4月には3件、差し押

さえ金額は合計で5万1,700円を銀行の預金口座から差し押さえまして回収させていただいております。

今後とも、各種照会を積極的に行いまして、電話等による督促で滞納者の納付を促すとともに、銀行に対します預金調査の対象も拡大いたしまして、滞納処分を積極的に執行するなどしまして、未収金の回収に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、前年度の決算特別委員長報告の第4の15でございます。「交番・駐在所は、地域住民の安全・安心のよりどころとして伝統的に重要な役割を果たしていることから、統廃合を行うに当たっては慎重に検討すること」についてでございます。

交番・駐在所は、地域住民の最も身近な存在であり、安全・安心のよりどころでございます。そのため、交番・駐在所の配置につきましては、県全体の治安をどのようによくしていくかという観点から、事件・事故の発生状況、地域情勢、住民の要望等に加えまして、将来の道路整備、市町村合併など諸事情を勘案し、総合的に検討しておるところでございます。

また、検討に当たりましては、事件・事故の発生状況などの数字だけにとらわれることなく、交番・駐在所の存在そのものが地域の方々に与えている安心感につきましても、地域住民の皆様の御意見・御要望を十分考慮しながら、検討していきたいと考えておるところでございます。

なお、安全・安心のよりどころといたしましての交番・駐在所の機能を強化していくというために、交番・駐在所機能強化推進室というものを、本年9月1日付で本部警務課に設置させていただいたところでございます。

今後は、この交番・駐在所機能強化推進室を中心に、交番・駐在所の管轄区域、位置、体制、活動形態など、そのあり方に関する徹底した検討を行い、基本方針の策定等を行う

こととしております。

引き続きまして、平成19年中の警察活動の概要を御説明申し上げます。

平成19年は、県警察の運営方針を、平成18年に引き続き、治安回復に向けた力強い警察活動の推進と定めさせていただきまして、その実現に向けまして街頭犯罪等抑止総合対策の推進を初め8項目の重点目標を設定し、県警の総力を挙げて取り組んだところでございますが、これらの活動状況について御報告申し上げます。

8項目の第1は、街頭犯罪等抑止総合対策の推進についてでございます。

主な事業といたしましては、防犯ボランティアの育成・支援事業及び子どもの安全対策事業の2事業でございます。

まず、防犯ボランティアの育成・支援事業についてでございます。

県内の平成19年中の刑法犯認知件数でございますが、1万9,553件でございますが、前年比501件、2.5%の減少という状況でございますが、平成16年以降順調な減少を見せているところでございますが、平成19年10月に県民を対象に実施した体感治安に関する意識調査でございますが、回答者の紛半数が、本県のここ数年の治安を「悪くなった」、「どちらかと言えば悪くなった」と回答しておるなど、県民の体感治安の回復という面では、いまだ道半ばと言えらると思っております。

安全で安心なまちづくりを実現するためには、県民一人一人の自主防犯意識を高めるとともに、それぞれの地域において、防犯ボランティアを育成、支援し、その拡充を図っていくことが極めて重要であります。このため、平成19年中も防犯ボランティアに対しますパトロール用ジャンパーなどの防犯資機材の提供、リーダー育成研修会の開催、犯罪情報のタイムリーな提供、さらには協働パトロールの実施など、育成・支援活動を行ってきたところでございます。

その結果、平成19年末における県内の防犯ボランティアは、544団体、約4万3,700人と、平成18年末に比べ132団体、約1万6,000人増加しておるとい状況でございます。また、いわゆる青パト、青色回転灯の装着車に当たりまして、平成19年末現在122団体、394台と大幅に増加しておりまして、刑法犯認知件数の減少に大きく貢献しているところというふうに考えております。

次に、子どもの安全対策事業について申し上げます。

子供の被害に係る凶悪事件の発生が全国的に後を絶たない現状でございます。県内にありまして、その前兆とも言えます声かけ・わいせつ事案が各地で頻発し、県民に大きな不安を与えているところでございます。

この種の事案を防止するためには、地域社会と一体となった取り組みが不可欠でございます。中でも地域住民に対します迅速な情報の提供、それから学校、防犯ボランティアなどと連携した通学路等における協働パトロールが重要でございます。

このため、平成19年中にゆっぴー安心メールや、地域安全ニュースなど、あらゆる広報媒体を活用させていただきました積極的な情報提供、防犯ボランティアと登下校時間帯における協働パトロールを実施するとともに、犯罪抑止・子ども安全フォーラムを開催し、子供の安全確保に対する意識啓発を図ってきたところでございます。

このほか、学校、教育委員会など関係機関と連携を図りまして、県内全域で参加・体験型の不審者侵入訓練や防犯講話を実施した結果、19年中の県内における子供を対象とした声かけ事案等は197件と、前年比で15件減少という状況でございますとともに、凶悪事件の発生というのは見てないという状況でございます。現在も、本対策事業を積極的に推進させていただいているところでございます。

第2は、総合的な交通事故防止対策の推進

についてでございます。

平成18年中の交通事故は、発生件数が前年より微増しましたものの、死者数、負傷者数ともに前年を下回りました。しかしながら、依然として交通事故の発生等が高原状態で推移していますことから、交通事故を減少させ安全で安心なまちづくりを目指すため、高齢者対策また飲酒運転対策、こういった特別対策に加えまして、交通事故が多発する地域を対象としました交通事故抑止重点地区対策などに取り組んだところでございます。

主な事業としましては、高齢歩行者教育システムの活用によります高齢者対象のシルバークラウド事業、また家庭の主婦等を交通安全教育指導者に育成するという交通安全ファミリー意識啓発事業を推進するなど、参加・体験・実践型、こういったものを中心とした交通安全教育を延べ約30万人に実施させていただいております。また、道路交通の安全と円滑を図るため、信号機26基、道路標識2,200本等の交通安全施設を整備させていただいております。

その結果、平成19年中の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数ともに減少いたしまして、特に死者数においては103人というところで、昭和56年と並んで昭和33年以降最少となったところでございます。

第3は、少年の非行防止と保護対策の推進についてでございます。

平成18年中の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙・補導人員に減少傾向が見られたものの、全刑法犯に占める少年の割合が約41.9%と全国平均を大きく上回っているところでございます。その内容は、万引き、オートバイ盗などの街頭犯罪が多発したほか、集団による路上強盗などの凶悪事件の発生や、覚せい剤やシンナー等の薬物乱用、また出会い系サイトに係る犯罪被害も後を絶たないなど、少年問題は、非行また被害の両面において依然として厳しい状況でございました。

このような情勢に的確に対応するため、少年事件の捜査を初めとする非行少年等の検挙・補導、少年の福祉を害する犯罪の取り締りを強化しますとともに、学校等警察連絡協議会活動の活性化によります関係機関との連携強化、また肥後っ子サポートセンターを中心といたします被害少年等の保護、支援、相談、情報発信活動の推進、少年警察ボランティア活動の活性化によります各種非行防止活動の強化、さらには薬物乱用防止対策の充実強化など、少年の健全な育成を図るべく、少年の非行防止と保護の両面から総合的な対策の推進に努めているところでございます。

平成19年中は、刑法犯少年1,884人、覚せい剤、シンナー等薬物乱用少年50人を検挙・補導し、福祉犯では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等110人を検挙し、被害少年100人を保護したという状況でございます。

第4は、重要犯罪の徹底検挙についてでございます。

殺人、強盗、放火等の重要犯罪は、県民の生命及び身体に重大な被害を及ぼし、社会的反響も極めて大きいことから、事件の発生に際しましては、迅速・的確な初動捜査や、綿密な現場活動はもちろん、DNA鑑定等の科学捜査、捜査支援システムなど新たな捜査手法も駆使して組織的な捜査を展開し、被疑者の早期検挙に努めているところでございます。

その結果、昨年中は、前年より60件少ない167件の重要犯罪を認知したところでございますが、「熊本市平田1丁目における女性経営者強盗殺人事件」、「女性保険外交員殺人・死体遺棄事件」など、133件を検挙しておりまして、検挙率は79.6%と2年連続で向上、全国平均の60.2%を約19ポイント上回っているという状況でございまして、全国的には高い水準を維持させていただいているというふう考えているところでございます。

第5は、暴力団等組織犯罪対策の推進につ



いてでございます。

最近の暴力団は、全国的に組織実態を隠ぺいする動きを強めておりまして、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜するなど、さらに潜在化し、そして、あらゆる機会を通じて構造的な利権を生み出し、資金源獲得活動を行っておるところでございます。

そのほか、犯罪組織にとって極めて大きな資金源となっているのが薬物の密売でございます。

このような情勢を踏まえ、暴力団の人的基盤、物的基盤、経済的基盤に打撃を与え、暴力団を壊滅するために、暴力団総合対策を強力に推進させていただきまして、平成19年中には、暴力団構成員等200人、覚せい剤等薬物乱用者173人、来日外国人被疑者39人を検挙するとともに、財団法人熊本県暴力追放協議会と連携し、地域からの暴力団排除活動や暴力団事務所の撤去対策等を講じ、実際に暴力団事務所2カ所を撤去させております。

また、銃器対策におきまして、本年5月1日から実施されているけん銃110番報奨制度、こういったものを活用し、銃器情報の掘り起こし等を推進しているところでございます。

第6、テロ・災害等突発重大事案対策の推進についてであります。

まず、テロ対策でございますけれども、平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ以降、世界各国でテロ対策を強化しているにもかかわらず、平成17年には、サミット開催中のイギリス・ロンドンにおける地下鉄等の公共交通機関を標的とした同時多発テロ事件が発生、その後も、パキスタン、中国など世界各国でテロ事件が頻発しているところでございまして、国際テロ情勢は依然として厳しいまま推移しておると考えております。

このような中、ことし7月、北海道洞爺湖サミットが開催されたことに伴いまして、県内のテロ対策を強化させていただくととも

に、北海道へも本県から300人以上の警察官を特別派遣させていただきまして、サミット警備は無事終了いたしました。ただ、サミットは終了しても、日本に対するテロの脅威が大きく低下することは考えにくく、引き続き国際テロ対策を強化していかなければならない情勢でございます。

そのため、県警ではテロを未然に防止するため、「テロリストを入らせない」、「テロの拠点をつくらせない」、「テロを起こさせない」ということを基本にいたしまして、広範な情報収集と的確な分析、海上保安庁等の関係機関と連携した水際対策の強化、熊本空港等重要施設の警戒警備徹底、さらにはテロ防止関連広報活動の強化など、総合的な警備対策を推進しているところでございます。

次に、災害等突発重大事案対策でございますが、平成19年中、本県においては、突発重大事案は発生しておりませんが、梅雨時における集中豪雨や台風等の自然災害によりまして、死者1人、負傷者6人の人的被害が発生し、また、美里町におきましては、一部の地域が孤立するといった事案も発生したところでございます。

最近、国内外におきましては、大規模な地震、洪水が、予想されていなかったような形態、地域で発生しておるということでございまして、私たちを取り巻く環境の変化を考えますと、今後、県内におきまして、予想を超えた大規模災害発生の可能性も否定できないところでございますので、県警におきましては、災害警備対策として人的被害を出さないことを基本に、各防災機関との緊密な連携を保持するということとともに、平素から救出救助技術、また装備資機材操法の向上・習熟に努めているところでございます。

また、大規模災害に即応する専門部隊といたしまして、熊本県警察広域緊急援助隊というものを組織いたしまして、平素から各種訓練を行うとともに、発生に際しましては迅速

に派遣をいたしまして、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、住民の避難誘導等の災害警備活動に従事させているところでございます。

第7は、被害者支援総合対策の推進についてでございます。犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害だけではなく、精神的、経済的、社会的な被害などの二次的な被害を受けておるところでございます。社会全体で、こうした犯罪被害者を支援するシステムの確立が強く求められているところでございます。

このような中、平成19年中は、犯罪被害者への支援活動を推進するため、各種研修会の開催を通じた支援者の育成や被害者支援ネットワークの活性化及び会員の意識啓発、また従来のものを大幅に改訂いたしまして、身体犯、性犯罪、交通事故の3種類にきめ細かく分けました「被害者の手引き」、こういったものの作成・配布によります二次的被害の防止・軽減、さらには犯罪被害者支援フォーラムの開催によります県民意識の高揚、こういったものに取り組んだところでございます。

また、事業補助を行っております社団法人熊本犯罪被害者支援センターにつきましては、犯罪被害者に対し、公判付き添いや生活支援等の直接支援活動を活発に行っておるほか、犯罪被害者週間キャンペーンの事業でございます一行詩「いのちのうた」コンテスト、また、警察との共催事業でございます犯罪被害者支援フォーラム等の広報啓発活動を行い、社会全体で犯罪被害者を支援するシステムの確立に力を注いでいるところでございます。

最後は、警察基盤の整備充実についてでございます。

県警察では、大量退職・大量採用期を迎えまして、現場執行力の低下が懸念されているところでございます。また、平成18年中は、県民に大きな不安を与える殺人、強盗、放火等の重要犯罪が多発するなど、治安情勢を

め、県警察を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にございました。

このような中、迅速・的確に事件の解決を図り、警察相談や犯罪被害者の支援など県民の視点に立った警察活動を推進するため、社会情勢の変化に対応した組織体制の見直しと業務の合理化、優秀な人材の確保と職員の資質・能力の向上、また若手警察官の早期戦力化、さらには現場執行力にすぐれた力強い警察官の育成などに取り組み、人的基盤の整備充実に努めているところでございます。

また、犯罪の広域化、スピード化、さらには銃器を使用した犯罪の増加に対応いたしまして、新しい通信指令システムの整備、警察本部、警察署及び交番・駐在所間のコンピューターネットワークシステムの拡充、さらには防弾盾・防弾着などの各種装備資機材の整備・拡充等総合的な運用などにも取り組み、総合的な警察基盤の整備充実に努めているところでございます。

以上、平成19年中の警察活動の概要につきまして御報告申し上げましたが、県警といたしましても、今後とも総力を挙げて、県民が安全で安心して暮らせます熊本を実現するため全力を傾注する所存でございますので、皆様方の御理解と御支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○早川英明委員長 引き続き、会計課長から決算資料の説明をお願いします。吉村会計課長。

○吉村会計課長 会計課長の吉村でございます。それでは、着座のまま御報告させていただきます。

平成19年度決算資料の説明に先立ちまして、定期監査結果におきまして指摘事項として御指摘のありました2件につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、1件目の、「交通情報板の損害に係

る未収金、放置違反金及び放置違反金に係る延滞金、並びに交通事故損害等に係る未収金について、その解消に努めること」ということとでございますが、さらに、「特に、今後増加が予想される放置違反金については、効率的で実効性のある未収金対策を講じること」についてでございます。

この件につきましては、先ほど警務部長が説明いたしました交通情報板等の損害に係る未収金についてであります。

本件につきましては、本年3月にも民間リサーチ会社による資産調査等を実施しましたが、残念ながら資産状況の確認には至っていない状況でございます。

今後、効果的な調査方法を検討し、資産の存在確認等に努め、強制執行の再実施や財産開示請求などの方法により、債権回収に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、放置違反金及び延滞金に係る未収金についてでございます。

警務部長から説明しましたとおり、滞納処分の執行など積極的に未収金の回収に取り組んでおり、収入調定に占める未収金の割合は、九州各県と比較しまして本県が最少となっている状況でございます。

なお、御指摘のありました未収金のうち、本年9月末現在で92件、125万6,000円を徴収しております。

しかしながら、放置違反金の355件、477万4,000円、延滞金の12件、1万7,700円がいまだ未収の状態となっております。

今後も、積極的に未収金の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、交通事故損害に係る未収金についてであります。

これも先ほど警務部長の方で説明しましたので簡単に御報告しますが、熊本北警察署管内で発生した交通事故に係る損害賠償金6万2,798円、多良木警察署管内で発生しました公務執行妨害事案による車両棄損に係る損害

賠償金22万3,247円の2件のほかに、新たに平成19年5月2日に熊本南警察署の警ら用パトカーが、盗難車両で逃走していた被疑者から故意に衝突を受けた事故による損害賠償金49万7,498円が未収となっております。

この件につきましては、平成19年8月に相手方が損害額全額を負担することで示談成立しておりますが、被疑者が無職・無収入の状態にあり、また連帯保証人である実父につきましても個人再生の手続を行うなど経済的に困窮している状況であることから、いまだその解消には至っておりません。

今後は、定期的に連絡をし、当人の稼働状況、収入状況等を確認するとともに、分割納付等を検討の上、債務者を説得し早期回収を図ってまいりたいと考えております。

次に、御指摘の2件目ですが、「警察全体の公用車による事故件数は、平成18年度には112件発生したが、平成19年度の発生件数は前年度を34件下回って78件となっており、交通事故防止強化が功を奏して改善の兆しが見受けられる。しかしながら、この数値は全車両数（平成20年3月31日時点では948台）から見て決して小さい数字ではない。また平成19年度に人身事故が10件発生しており、そのうち8件が県警側の有責性が高い事故である。したがって、今後も職員への交通事故防止等の啓発を推進し、引き続き事故防止の徹底に努めること」についてでございます。

県警におきまして、警察はその責務である個人の生命、身体及び財産を保護するため、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まり等広範な活動を行うとともに、日々生起する事案に迅速かつ適切に対応しなければならないという警察活動の特殊性を有しております。ちなみに、平成19年の110番通報件数は9万3,000件にも及んでおり、公用車を利用した現場活動等も必然的に増大している状況でございます。

このような中で、平成19年度の公用車の交通事故は残念ながら78件発生しておりますが、県警を挙げて公用車の交通事故防止のため各種対策を講じており、現時点では徐々に減少する傾向にあります。

県警としましては、今後とも公用車の交通事故を防止するため、各級幹部会における指示・指導の徹底、各種警ら車両の派出事故事例に基づくグループ検討会の実施、事故当事者に対する運転技術訓練の実施など、職員の意識啓発のための各種施策を反復継続し、組織を挙げて取り組んでおります。

引き続きまして、平成19年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の資料「決算特別委員会説明資料」に基づいて説明申し上げます。

まず、1ページ目でございます。歳入歳出決算総括表でございますが、歳入決算は、予算現額32億3,696万9,000円に対し、調定額32億5,926万7,000円、収入済額32億3,920万円となっております。

収入未済額が2,006万7,000円となっておりますが、この内訳は、先ほど説明いたしましたが交通情報板等の損害に係る未収金、放置違反金、放置違反金に係る延滞金及び交通事故損害に係る未収金の合計金額でございます。

次に、歳出決算は予算現額422億5,666万円に対し、支出済額416億4,141万円、不用額6億1,525万円となっております。

次に、2ページの歳入に関する調べでございます。2ページから7ページ3行までは、使用料及び手数料に関するものでございます。

それから、7ページの4行目から8ページの2行まで、これが国庫支出金でございます。

それから、8ページの3行目から9ページの5行目まで、これが財産収入に関するものでございます。

それから、9ページの6行目は、これは繰越金でございます。

10ページから12ページまでは諸収入の状況でございます。

10ページの延滞金、これは放置違反金でございます——の収入未済額1万7,000円及び放置違反金の収入未済額603万円につきましては、先ほど説明いたしました放置違反金等に係る未収金でございます。

12ページの雑入の収入未済額1,402万円につきましては、これも先ほど説明いたしました交通事故の損害賠償金の未収金でございます。

収入済額が予算現額より1,654万円多くなっておりますのは、主に熊本駅帯山線緊急地方道路整備に伴いますところの熊本南警察署熊本駅交番の移転補償費約878万6,000円や公用車の交通事故に伴う損害賠償金など、当初見込めない収入があったためでございます。

次に、13ページの歳出に関する調べでございますが、警察費の不用額の中で主なものでございますが、警察本部費につきましては各種手当の執行残が2億4,218万1,000円、光熱費等の節減によるものが2,936万3,000円、通信運搬費の執行残が1,380万2,000円、LAN機器等の保守委託料の執行残が1,352万1,000円、LAN機器等のリース料の執行残が4,895万8,000円などでございます。

装備費につきましては、車両修繕費等の執行残が1,115万2,000円などでございます。

警察施設費につきましては、庁舎設備補修点検委託料の執行残、施設新築工事請負費の執行残、合わせまして3,570万3,000円などでございます。

14ページの運転免許費につきましては、運転免許関係消耗品費の執行残、取得時講習委託料等の執行残、合わせまして4,467万6,000円等でございます。

警察活動費につきましては、駐在所家族報償費等の執行残2,431万9,000円、捜査活動旅費の執行残2,436万9,000円、複写サービス料の節減による執行残、各種消耗品購入抑制等

による執行残、合わせまして796万1,000円、警察電話専用回線料の節減による執行残2,209万4,000円、通信指令システム改修委託料等の執行残2,910万2,000円などがございます。

続きまして、決算特別委員会附属資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1ページ目でございますが、県有財産処分一覧表でございます。いずれも今後の用途につきまして検討を重ね、売却したものでございます。

次に、2ページの取得用地の未登記一覧表でございますが、現在におきまして未登記の用地はございません。

次に、3ページの重点施策構成プロジェクト及び事業一覧でございますが、平成19年度はプロジェクト構成事業といたしまして、安全で安心なまちづくり事業等18事業を掲げて取り組みました。各プロジェクトの評価及び事業につきましては、ここに記載しておりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○早川英明委員長 以上で、警察本部の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。委員の先生方、何かございませんか。はい、倉重委員。

○倉重剛委員 本部長から、概略の御説明がございました。その中でも、緊急治安対策プログラム推進の結果が非常にいいということで、治安体制が非常に安定しているということで、恐らく事案件数も非常に少なくなっている、そういう評価があって心から敬意を表したいというふうに思いますけれども、警務部長からの御説明では7ページ、体感治安対策の意識調査では、回答者の半数が治安について「悪くなった」、「どちらかといえば悪くなった」という回答があるということで、ここはどういうふうに解釈をされているのか、ち

よっとわからないので、そこら辺を説明していただきたい。

○横内警察本部長 私の方で緊急治安対策プログラムの成果について申し上げましたが、そこでは特に、今委員がおっしゃったとおりの犯罪の件数、交通事故死者数、これが非常に減少しているということで、いわゆる数値の上での治安、私どもは指数治安という言い方をしているんですが、指数治安の点では着実に改善していると。

ただ、一方で県民の方が肌で感じる治安、これは体感治安という言い方で申し上げているんですけども、これにつきましては警務部長の説明にありましてとおりの、昨年の秋に県民を対象に実施した意識調査の中では、まだ過半数の方が最近では熊本県の治安が悪くなっているというふうに、そういうお答えがあるということは、いわゆる犯罪の数とか事故の数という、そういう実態としての治安は着実によくなっていると思うんですけども、それが体感治安にはまだ十分に反映されていないということですね。

そういった意味で、いわゆる体感治安の方をいかに向上させていくかというのが、緊急治安対策プログラムでの一番大きな課題でございまして、その点も踏まえて、ことしからの「安全・安心くまもと」実現計画で、県民に特に体感治安の面でも本当に治安がよくなったと感じていただけるために、例えば今回、緊急治安対策プログラムになくて新たに取入れたものとしては、いわゆる犯罪の検挙ですね、そういう力強い検挙活動というような県民の目に見える成果を、今回目標の中に新たに掲げまして、そういったもので県民の方に、実際に数値の上ではよくなっているんですけども、感じる治安もよくなっているという、いわゆる体感治安の面でも向上させたい、そういう趣旨で警務部長と私のニュアンス、トーンがちょっと違っていましたのは、

そういう事情でございます。

○倉重剛委員 治安件数いわゆる犯罪件数が少なくなっているということは非常にすばらしいことですし、今後とも警察は努力していただきたいと思います。

しかし、それは体感的な形で県民の人がそういうふうになっているのは非常に残念なことだと思うんです。それは恐らく一つの意識の導入が、例えばテレビだとか報道関係だとか、そういう中で全国版的ないろんな不安性が出てきますね、そういうことが加味されているんじゃないかという気がするわけですね。

したがって、やっぱり安心・安全という気持ちを持つ意識が住民には非常に大事ですね。そうすると自分自身が安心して暮らせるということになりますから、ぜひそういう数値をクリアしているのであれば、一般的に普及するように、そういう啓蒙・啓発もぜひやっていただきたいなと思いますので、また頑張ってください。よろしくお願いします。

○早田順一委員 今の少し関連して、その部分の7ページの上の部分に、県内の19年度中の刑法犯認知件数が2.5%減少するなどというふうに書いてございます。平成16年度以降から順調に減少を見ているということでもありますけれども、実際に数字でお聞きしますけれども、検挙率というのはどのような推移でなっているのでしょうか。

○横内警察本部長 検挙率につきましては、昨年がいわゆる刑法犯の発生が1万9,553件で、そのうち8,256件は検挙でございますので、42.2%でございます。これは平成18年度と比べ、38%ございましたので、4%上がっているという状況でございます。

平成15年が今回緊急治安対策プログラムをスタートさせる直前の、一番犯罪が本県で過

去最低になったときですけれども、このときには検挙率が32.9%まで下がりまして、そういった状況から、それ以後、緊急治安対策プログラムの取り組みの成果と言っていいと思いますけれども、昨年はそれが42%まで回復しているという状況でございます。

○早田順一委員 11ページから12ページにかけて、重要犯罪の検挙率は79.6%と非常に高いポイントで、全国的平均を19.4%ぐらい上回っているということでもありますけれども、これから見ると、この42.2%というのは全国から見るとどうなんでしょうか。

○横内警察本部長 この42.2%というのは、いわゆる刑法犯で、窃盗事件等々を含めた全部の刑法犯の中での検挙率で、この42.2というのは、昨年が全国で31.7でございますので、全国よりは10%強高いという状況でございます。

先ほど警務部長の方で申し上げた重要犯罪というのは、殺人とか強盗とかの特に凶悪事件は、やはり絶対に検挙しなければいけないということで、私どもは100%を目標にやっているんですが、これにつきましても先ほど申し上げたように全国と比べるとかなり高い数値を今のところは維持しているという状況でございます。

○早田順一委員 はい、わかりました。非常に頑張っておられるなというふうに思います。

それと、主要な施策の成果の、これは細かいことなんですが、179ページには、暴力団犯罪の検挙状況の表が、その成果が載っておりますけれども、この表を見ても、18年度、19年度を比べて検挙——どう見たらいいんですかね、少なくなっているのがいいという見方なんですかね。その中で、窃盗が19年度は非常に伸びておりますが、これは特別な何か

があったのでしょうか。

○徳永刑事部長 刑事部長の徳永でございます。その件につきまして、御説明させていただきます。総論と各論から御説明申し上げます。

我々が警備員で道を歩き始めた昭和50年代は、暴力団がこういった窃盗事件に手を染めると破門・絶縁という重い処分を科していた組織がありました。

しかし、その後暴力団対策法が適用されまして、いわゆる資金源に枯渇してきた、いわゆるしのぎが難しくなってきたというようなことで、組織窃盗に手を染める組員がふえてきたというのが最近の実情であります。

ちなみに、平成15年からの統計を見ますと、人員だけでいきますと、暴力団の窃盗犯の検挙が平成15年が29人、16年が18人、17年が14人、18年が29人、19年が24人、ことしの1－9月で11人を検挙しております。いずれも、暴力団の組織構成員であります。

この中で、委員御指摘の窃盗犯の検挙は829件増加したというふうになっておりますのは、玉名警察署と市内3警察署で合同で自動販売機荒らし、これはよその県でやりましたパーキングの自動精算機ですね、お金を入れるあれを壊して金を取る事件がありまして、これを4署で検挙いたしました。この検挙が全体で874件ありました。幾分かはことし原票が入ってきましたので、ことしにずれ込んでおまして、ことしも1－9月で既に316件を検挙しているという状況になっております。これは県内の発生ではありませんで、よその県の発生ということになりますので、検挙だけがふえるというような実態になっております。県内にこれだけの暴力団の窃盗犯があったかということ、そうではないということでもありますので、当方としましては検挙が上がって実績が上がったというふうに理解しておるところであります。

○早田順一委員 ありがとうございます。

○上田泰弘委員 済みません、これは多分簡単な質問だと思うんですけども、教えてください。

この放置違反金の放置違反とは、どういうあれなんですか。放置違反とは、車をとめっぱなしにしておるあれですかね。

○井上交通指導課長 放置駐車違反といいますと、駐車違反と認められる場合で、車両の近くに運転手がないなど運転者がその車両を離れていて、直ちに運転ができない状態にあるものをいいます。

○上田泰弘委員 その放置違反金が、やっぱりこれだけあるわけですね。

○井上交通指導課長 そうです。

○倉重剛委員 わからないから、ついでに同じ質問をしたいと思います。

昨年の指摘事項が、今の放置違反金とそれから交通情報板、交通情報板の損害というのは、えらい大きいんですけども、これは内容は何ですか。だれかがぶつけて壊した。場所を具体的に教えてくれんかね。

○茂木警務部長 これは平成10年に阿蘇郡長陽村で起こった事故なんでございますが、これは佐賀県にある運送会社の大きなトラックが、交通標識といいましていろいろな情報を電子的に示します情報板というのがあるんでございます。それを損壊したというものでございますので、単なる標識を壊したというんじゃないくて、いろんな表示ができる、そういう装置を壊したという事件でございます。損害額は全額で1,700万円ほどあったんでございますが、このうち任意の保険でカバーでき

るという部分がございましたが、それはもう回収したわけでございますが、その残りの金額について回収ができてないというものでございます。損害が多いのは、単なる一般の道路脇にある標識ではなくて、いろいろなものを表示する電子的な情報板であるということでございます。

○倉重剛委員 なるほど。はい、わかりました。

○池田和貴委員 済みません、根本的なところかもしれませんが、決算特別委員会の説明資料にあるんですが、これは歳入歳出の決算総括表なんですね。これで私は、歳入歳出は同一になるのが普通の会計諸表なんじゃないかというふうに思うんですが、この場合には歳入が32億で歳出が422億ということで、これはバランスがとれてないんですね。これは、なぜこういうふうな形の歳入歳出決算総括表になるのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○吉村会計課長 この歳入のところの内訳を書いておりますが、この主なものとして使用料、手数料等が一つの財源になっているわけですが、そういった手数料のほかにも、当然、県の予算もあるわけですので、そういったものをトータルしまして総額警察費としまして400数十億の警察費が認められているというような状況になるわけですね。

それから、歳出につきましては、当初の予算現額との違いは、例えば歳入でもそうですが、今、手数料、今、運転免許の申請者の方等は、今だんだん少なくなったりしまして予測ができない。そういったところで大幅に少なくなったりとか、そういう差が当然出てまいります。

それから、歳出の部分におきましては、警察活動旅費等は、事件の発生そういったとこ

ろの広域性のあるものだったのかどうか、その事案によって読めない部分もあつたりします。そういったところでのずれが出たり、それから人件費のところでは、退職者これが例年自己理由による退職者が相当数あるわけですが、19年度中はそれが非常に少なかったということで大幅な減額があったとか、この歳入の部分は特定財源のみを記載している、それで先ほど申し上げましたような一般財源は記載してないといったところから、この総額の数字に、御指摘のようにアンバランスの状態が出てくるということでございます。非常にわかりにくかったと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○池田和貴委員 その理由は、わかりました。特定財源のみを歳入で出したということですよ。ただ、わかるんですけども、私はどうも今までいろんなところの役員とかもしています、やっぱり歳入と歳出がアンバランスな形の総括表というのは、これは総括表としてどうもおかしいような気がするんですよ。当然、歳入と歳出は一緒にならぬとおかしいと思うので、これは当然問題はないとは思っておりますが、表記の問題なのか伝統的にこういうやり方をされてきたのかわかりませんが、ここはどうもぴんとこないですよ。特定財源のみじゃなくて、その他の歳入をここに記載することについて別に不都合はないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○早川英明委員長 この件については、会計管理者の方から。

○藤本会計課長 会計課ですけれども、今、問題は、県全体の予算措置の問題になるかと思えます。今、特定財源だけを計上するというところで、各部門部門を見ていきますと当然



そういうことになってまいります。所管する歳入をここに計上する、もちろん歳出関係は人件費を含めたところの事業活動を歳出の中で計上していく。あと一般財源といいますのは、やはり一番大きなのは県税関係があるかと思えますけれども、そういったものが歳出の中で充てられていくということになりますので、その分については県税は収入として税務課の方で計上いたします。そうやってきますと、例えば税務課分だけ見てみますと、県税がかなり、何百億という格好になります。そうした中で歳出は人件費とか何かでほんの少額と。そこでもバランスを欠いていきます。

そういった意味から、県全体で歳入・歳出を合わせるということになりますので、個々の部門ごとに見てみますと、こういったアンバランスというのは当然出てくるということになるかと思えます。これは予算の仕組みの問題かと思えますので、ここでいう総括表につきましてはそれぞれの分野、警察の場合では、警察の方で歳入される分については歳入として計上、それから歳出の分については、先ほど言いました人件費を含めた事業活動を計上するといった仕組みになりますので、個々に見ていきますとこういったアンバランスというのは必ず出てくるということかなと思えます。

○池田和貴委員 わかりました。

○森浩二委員 県有財産の処分について、ちょっとお聞きします。

美里町と合志市ですか、役場に売っておられるわけですがけれども、何でこのように安いんですか。あと、個人の方はわかるでしょう。

○吉村会計課長 会計課長の吉村でございます。

御質問の点は、この表の2の件が1つでございますでしょうか。これにつきましては、美里

町から土地は借り受けていたものでございます。建物につきましては、単独随契で町へ売却しましたが、この価格設定につきましては評価額等から積算したものでございまして、その積算額に基づいての売却ということになっております。

○森浩二委員 これは建物。土地じゃなかですか。

○吉村会計課長 土地は借り受けで、借地です。

○森浩二委員 では、合志市もそうですか。

○吉村会計課長 この6番でございましょうか。これも土地につきましては、合志市から借り受けていたものでございます。建物については、単独随契で市の方へ売却をしております。先ほど申し上げましたように、価格設定につきましては評価額から積算したものでございます。

○早川英明委員長 よかですか。私はそういう経験がありますけれども、崩さな戻されんでしょう、崩さないかんから崩し賃の方が高くなるのですよ。逆に払い戻しせんなら……だから少々でも金額が入ってきたら県の財産になるということでしょう。そういう説明をしてください。

○吉村会計課長 御指摘のように、解体費用の方が高くつくケースもございます。

○福島和敏委員 私は県議になって6年なんですけど、それまで実は自家用自動車協会だとか安全運転管理者とか、いろんな地元でお世話をしていたんですが、そのころから一般市民の方が、例えば免許更新のときに「交通安全協会に入りませんか」と。一般の人は、何

か強制みたいに受け取るんですね。今は任意という形になっておると思いますが、その安全運転管理者まで含めて、そういうのは、自家用自動車協会も含めて今もあるんでしょう。

決算の中身をいろいろ見てみると、これはちょっとおかしいよなというようなものが実はあるんですね。そういうものは警察とは直接関係はないとおっしゃるかもしれませんが、事務局が全部警察内でやっておるんじゃないかなという気もしているんですが、その辺の決算内容とか、もう一つは、一般市民の方たちがそういう組織に対してどう思っておられるのかというのは、そういうことまで気配りをされているのかどうかということもあるんですよ。関係ないと言われると関係ないのかなと思うけれども、どうなのでしょうかね。これは交通部長かな。

○北里交通部長 交通部長です。

警察の方で所管といいますか、監督する法人というのはいろいろございまして、今の自家用自動車協会、これについては年1回の監査等も実施いたします。それから交通安全協会ですね、警察の方で業務を委託しているところ、これについては監査いたします。

ただ、今委員が言われますような、おかしいというお話ですけれども、その具体的なものがちょっとわかりませんし、それと先ほど警察の窓口でその安全協会費についてもという話をされたんですけれども、今までのいろんな誤解を、強制じゃないかという誤解を受けるといこともございましたものですから、窓口をきちっと分けて、それとそういう案内を、強制に当たらないようにという指導等はしておりますけれども、最近はそのような声は随分聞かなくなっているんですけども、まだそういう事実があるのであれば、そういう強制ととられるようなことのないような指導というものをやっていきたいという

ふうに思います。

○福島和敏委員 私たちも当然、免許更新に行きますよね。そうしたら1個人でも「どうされますか」と言われたら、なかなか断りづらい雰囲気なんですね。それは、もうおわかりかと思うんですよ。それを、やっぱり解消する必要があるんじゃないかな。当然いろんな、交通安全に寄与する部分は大いにあると思いますけれども、なかなかそういう理解を得られないという部分があるような気がしますので、それを払拭するようなものも、やっぱり必要じゃないかな。

私がもう1つ言いたいのは、中身を、特に金にまつわる決算状況というようなものが本当に把握されているのかな。例えば、研修費が50万とかいうレベルで毎年上がってくるんですね。そうすると、みんな忙しいものだから研修なんかに行く暇は全然ないんですよ。金があるからどこかへ行こうかという発想なんですよ。これはおかしいんじゃないかと、当時、私は理事をしていて思っていたんですね。その金は皆さんが出したお金じゃないですか。だから、そんなら何も集めなくてもいいじゃないかとか。だから決算の中身について、きょうは全然上がってきませんけれども、やっぱり県民の中にはそういう不信感を持っている人がたくさんいらっしゃるということを、本部の方でもぜひチェックをしてほしいなと思うしね。「直接関係ありません」ということではないような気がするんですけどもね。

○北里交通部長 ただいまの件にお答えいたしますけれども、交通安全協会の仕事内容については、もう皆様方も御存じのとおりであると思います。

それと、警察で監督する分は県の協会、委託しているところ、それと今委員がおっしゃっているのは各地区の交通安全協会というふ

うに思うわけですね。各地区の交通安全協会につきましては、これは任意の団体でございます。そして、その中で会計処理をやっておるんですけれども、ですから、これはあくまでも各地区の中で各役員の方がおられて、監事等もおられて、そういう中での決算というふうに私どもは承知しております。ですから個々の、各地区のそういう収支についての監督権限はございません。そういうことです。

それと、ただ交通安全協会の役割と申しますか、これは委員の皆様御存じのとおり、昔からの長い歴史もございますし、それなりの各地区での活動実績もございます。そういう意味では、やはり各地区での交通事故防止には大いに寄与している団体だというふうには思っておりますけれども、先ほど委員御指摘のように、強制ではないかというような、そういう部分は交通安全協会の実際の活動がどう行われているかということをしかり地区の人たちに知らせること、これがやっぱり不足しているがために、そういう強制という感覚を持たれる。しっかりした活動をこれだけやっておるということを県民の方に知ってもらえれば、これは喜んでという話ではないでしょうけれども、「ああ、必要だな」という、各地区でもそれなりの努力を、事故の写真を出してみたりとか、あるいはチラシをつくったりとか、高齢者宅を個別に訪問したりとか、いろんなことをやっておられるんですけれども、そのような活動が十分に知られていない部分があるのではないかなという気はいたします。その付近もひっくるめまして各地区の交通安全協会が本当に必要なんだということを知ってもらおうための方法もやってもらうように、指導していきたいというふうに思っております。

○早川英明委員長 この件につきましては、きょうは今言われましたように、警察本部の決算委員会でありますから、交通安全協会の

方で実施されておりますから、これでこの件につきましては打ち切りたいと思います。福島委員におかれましては、後でまた詳細に聞いてください。

ほかにございませつか。はい、どうぞ。

○早田順一委員 説明資料の14ページの裏のページの最後ですね。そこに警察活動費の中ですけれども、各種消耗品と。お尋ねしたいのがそれぞれの警察署がございますけれども、いろんな消耗品とか備品とか、そういうのは本庁で一括してされているのか、それとも各警察署にお任せでそういったものを購入されているのか。そうであるならば、地元業者を極力利用されているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○吉村会計課長 私の方から、回答いたします。

委員御質問の件、各警察署にそういった消耗品等の購入予算があるのかと。備品予算は、各警察署に配分しております。それ以外のは本部調達ということでやっておりますが、各警察署でも、例えばコピー用紙、これの同一種類が20万円を超える場合は本部で調達します。それ以下であれば各警察署。だから、文房具だとかそういった少額のもの、こういったものは各警察署で調達をしております。

それから、そういったものの総額が例えば10万円以上になるような場合には見積もり合わせ、3者見積もりとかそういったことで、より競争性を担保しながら、公平性を担保してやっているというのが現状ですが、一方、先生方も御承知のとおり昨年、熊本県中小企業振興基本条例というのが3月に出ておりますけれども、その条例の趣旨といいますか、予算ですから当然安い方がいいということもあるわけですけれども、その適正な執行、それから透明性というんでしょうか、それから

公正な競争の確保に留意しながら、できるだけ地場で調達できるものは、そういった趣旨ののっとして配慮するようという一般的な指導はしております。

だから、どうしても1社だけに、1店舗だけに偏るといふようなことになると、特定の者に偏っておるじゃないかというようなことにもなりますものですから、そういったことに配慮しながら、各警察署でもそういう消耗品というのは調達しておるといふ状況でございます。

○早田順一委員 その上に、駐在所家族報償費等執行残と書いてありますけれども、この報償費というのがどういうものが報償費なのかというのを、ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○吉村会計課長 これは駐在所をイメージしていただきますと、配偶者がいますよね。配偶者が帯同しておりますと、遺失物届けだとかいろいろな事例、表示だとか、そういったことを協力しながらやっていく、そういう配偶者に対する報償費がこの駐在所家族報償費の中身でございます。

なぜ、これだけ執行残があるかといいますと、配偶者を帯同しない単身駐在所とかが最近少しふえていまして、駐在所の数で見込んだ予算額よりも、そういう帯同率が少し低かったために、それが執行残となった、それから兼轄駐在所というのがありますから、当然そういったところは配偶者を帯同しませんので、そういったところの分の予算が残ったというようなことでございます。

○早田順一委員 この報償費というのは駐在所だけではなくて、いろんな報償費があるんだろうと思っておりますけれども、決算上では報償費というのは幾らぐらいの金額になるんでしょうか。

○吉村会計課長 捜査費も含めてということでございますか。

○早田順一委員 報償費と名目の付くものは……。

○吉村会計課長 19年度の捜査報償費の決算額は、2,762万803円が捜査報償費の決算額になっております。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了いたします。

先ほど倉重委員の方からもお話がございましたように、やはり警察の皆さん方は本当に御苦労をいただいておりますけれども、この体感治安というのは私はこれが一番大事だろうというふうに思います。やはり、これを県民の皆さん方に、安心・安全で、熊本県の治安はいいんだということが、観光面ひいては県勢全般に大きく寄与するものであるというふうに私は思っております。どうかひとつ、そういう意味でさらに御努力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、これで警察本部の審査を終わります。

午前11時15分休憩

午前11時21分開議

○早川英明委員長 それでは、委員会を再開します。

これより出納局及び各種委員会等の審査を行います。審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局あるいは労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいというふうに思います。

初めに、会計管理者から決算概要の説明を

お願いします。宮田会計管理者、どうぞ。着座のままで結構です。皆さん方も、そうです。

○宮田会計管理者 ちょっと冒頭、立って御説明申し上げます。

出納局の平成19年度決算の概要について御説明申し上げます前に、去る10月11日、収入印紙を県から詐取したとして、熊本土木事務所の職員が逮捕されたことにつきましては、県における物品の出納及び保管事務の責任者として、まことに遺憾であり心よりおわび申し上げます。

現在、出納局におきましては、本事件に係る収入印紙の出納及び保管の状況等について、土木部と事実の確認を行っており、また、これとあわせて、収入印紙等の出納及び保管の状況について全庁を対象とした実態調査に着手したところでございます。その結果を受け、今後こうした事態が発生しないよう、収入印紙等物品管理のあり方について見直すこととしております。

それでは、出納局の平成19年度決算の概要について、御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料——出納局分でございます——1ページの歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

当局では、一般会計、収入証紙特別会計及び用品調達基金管理事業特別会計の3会計を所管しております。

これら3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は、37億8,200万円余で不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の合計でございますけれども、予算現額37億6,100万円余に対しまして、支出済額は、36億7,600万円余で、不用額が8,400万円余となっております。

なお、不用額は、経費節減等に伴う執行残のほか、収入証紙特別会計において、一般会計への繰出金が見込額を下回ったことによるものでございます。

以上が決算の概要でございますけれども、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き担当課長から、決算の資料説明をお願いします。

初めに、藤本会計課長。

○藤本会計課長 会計課、藤本でございます。

最初に定期監査の結果でございますけれども、出納局では公表事項はございません。

それでは、出納局説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。諸収入いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の県預金利子は、収入済額が5億8,700万円余で、歳計現金の預金に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では歳計現金のほか基金及び歳計外現金を一括して資金運用しておりますけれども、全体では11億3,100万円余の利子収入がございました。

差し引きの5億4,400万円分につきましては、基金等の運用に係る収入として、それぞれの所管課に配分いたしております。

最下段の雑入は、自動車登録抹消に伴います自動車税の還付金で、送金通知後1年間受け取りがなかった分等の収入でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。2段目、一般管理費は、人件費でございます。

3段目、会計管理費は、財務会計システムの維持管理経費や会計事務推進経費で、不用額の1,696万円余は経費節減に伴う執行残でございます。

最下段の利子は、資金の一時借り入れに伴う支払い利子でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。県への許

認可等申請に当たって、証紙による収入方法をとっている約680種類の使用料、手数料等の収入につきまして、会計課で特別会計により一元管理しているものでございます。

制度といたしましては、県が作成した証紙をあらかじめ証紙売りさばき人——現在43団体でございますけれども——に販売しておきまして、許認可等の申請者がこの売りさばき人から所要の証紙を購入し、申請書に貼付して申請手続を行うものでございます。

まず、歳入でございますが、収入済額は証紙売りさばき人への証紙の販売収入28億9,927万円余及び前年度からの繰越金2億876万円余でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

上段諸収入の予算現額と収入済額との差1億5,727万円余は、販売額が見込額を上回ったためでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、支出済額は28億9,340万円余で、許認可等申請に伴う手数料そして申請に基づき関係所属に繰り出したものでございます。

不用額5,659万円余は、申請実績が見込みを下回ったためでございます。

なお、証紙収入に対して歳出の繰越金が約580万円少なくなっておりますけれども、これは主に売りさばき人の証紙の手持ち在庫及び申請者の証紙の未使用によるものでございます。

会計課は、以上でございます。よろしくお問い合わせいたします。

○坂本管理調達課長 管理調達課坂本でございます。

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入は、不用品売り払いの財産収入425万1,000円と諸収入764万円でございます。

調定どおり収入いたしておきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。総務費の一般管理費の支出額が9,229万2,000円で、不用額の117万5,000円は人件費の執行残でございます。

会計管理費の支出済額が1,735万9,000円で、不用額の100万6,000円は経費節減に伴う執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

用品調達基金管理事業特別会計でございます。この特別会計は、物品の集中調達を図るために設置している用品調達基金の円滑な運営を図ることを目的としており、具体的には用品調達基金で調達した物品を各部局に交付する際、手数料をいただき、これを歳入として特別会計に繰り入れ、物品調達に必要な人件費、事務費に充当しているものでございます。

まず、歳入につきましては、繰入金3,407万9,000円と繰越金1,539万3,000円でございます。

調定どおり収入いたしておきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。総務費の支出済額が4,068万8,000円で、不用額の152万5,000円は人件費及び経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお問い合わせいたします。

○早川英明委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要及び費用の説明をお願いいたします。井川事務局長。

○井川人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。決算の概要について御説明申し上げます。資料は、決算特別委員会説明

資料、人事委員会事務局分でございます。2ページでございます。

歳入についてでございますが、収入済額は、263万円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページの歳出の方でございますが、歳出については、支出済額は、1億8,661万9,000円で、翌年度への繰り越しはございません。

1,130万1,000円の不用額は、経費節減等による執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。以上でございます。

○早川英明委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要及び資料説明をお願いします。金田事務局長。

○金田監査委員事務局長 監査委員事務局長の金田でございます。

監査委員の決算の御説明に入ります前に、ひと言述べさせていただきたいと存じます。

今回、会計管理者の方からもお話がございましたけれども、熊本土木事務所におきまして生じました不祥事に関しまして、執行機関に対します牽制機能を有します監査といたしまして、その時点で発見ができなかった、その役割を完全に果たすことができなかったということに対し、じくじたる思いがございますし、まことに遺憾に存じているところでございます。

今後は、監査の視点の変更等を検討いたしまして、さらに有効な手段を検討して、各執行機関への牽制機能を十分に果たすことができるよう、この機能自体を再構築・強化してまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、着座をいたしまして、平成19年度の決算につきまして御説明を申し上げます。

す。

配付いたしておりますお手元の資料、監査事務局の方でございますが、この2ページ目をお開きいただきたいと思います。

2ページの記載部分は歳入でございますが、諸収入の7,000円のみという形で、不納欠損額それから収入未済額はございません。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。これは歳出でございますが、支出総額が総務管理費で17万円、委員費で2,114万円、それから事務局費1億8,345万円余となっております。内訳は監査委員それから事務局職員の人件費及び事務費ということで執行させていただいている経費でございます。

なお、不用額につきましては、委員費の方で122万円余、それから事務局費の方で990万円余の不用額が生じているところでございますが、これはいずれも経費節減に伴う執行残ということでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○早川英明委員長 次に、労働委員会事務局長から、決算概要及び資料の説明をお願いします。井事務局長。

○井労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

お手元に配付してございます説明資料に基づき御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入は、諸収入の8,000円のみで、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページの歳出については、支出総額が一般管理費3万4,000円、委員会費3,159万円余、事務局費9,983万円余で、その内訳は、委員と事務局職員の人件費及び事務費でございます。

次に、事務局費の不用額459万円は、経費

節減に伴う執行残でございます。

なお、定期監査の結果については、公表事項はございません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○早川英明委員長 次に、議会事務局長から、決算概要の説明をお願いします。松山事務局長。

○松山議会事務局長 議会事務局長の松山でございます。

議会事務局におきましては、平素から円滑な議会運営が行われますように、総務課、議事課、政務調査課の3課体制で業務の遂行に当たっているところでございます。

今後とも、スムーズな議会運営のため、適切な事務執行に努めてまいり所存でございますので、先生方におかれましては、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

本日御審議いただきます平成19年度歳入歳出決算につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○早川英明委員長 引き続き、総務課長から決算資料の説明をお願いします。

○吉良総務課長 議会事務局総務課長の吉良でございます。

まず、平成20年度の定期監査における公表事項はございません。

次に、議会事務局の決算状況につきまして御説明申し上げます。お手元に配付しております議会事務局決算特別委員会資料の2ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。収入済額は、諸収入が146万9,000円でございます。

不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。議会費

全体で支出済額は13億4,713万7,000円でございます。

不用額は、6,390万3,000円でございます。このうち、本会議開催経費や議員報酬等で構成されます議会費の不用額が4,613万9,000円でございます。これは、国内外の調査活動が予定を下回ったこと等によるものでございます。

次に事務局費でございますが、不用額が1,776万5,000円でございます。これは、経費節減等によるものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○早川英明委員長 以上で、出納局及び各種委員会の説明が終わりましたので、それぞれの質疑に入ります。何かございませんか。池田委員。

○池田和貴委員 2点お伺いしたいと思えます。

まず、出納局の方にお尋ねいたしますが、預金利子の基金を含めた平均した運用利率は大体どれくらいで運用されているのかというのを、まずお尋ねしたいと思います。

2点目が、先ほど監査委員会の方から、今回の収入印紙にかかわる問題について遺憾の意が表明されたところでございますが、それを発見できなかったのは、監査のシステムとしての問題がどこかにあったのか、それとも監査をしていく方々の能力の問題だったのか、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○藤本会計課長 会計課でございます。

預金利息の平均利率は、全体で0.766%でございます。

○金田監査委員事務局長 今回の事例について、システムなのか能力なのかというお問い



合わせがございました。

システムという形を突き詰めて言いました場合には、今回のものはシステムであろうと考えております。

監査制度そのものが、全数検査に入ることではございません。いわゆる抽出監査でございます。それが1点。

それから、視点をそれぞれの年度でもしくは共通の認識という形で持っております。その持っております視点に基づきました監査としては、今回は一応できておったと。ただし、その視点の、先ほど御説明いたします前にお話をいたしましたように、その視点そのものを変更していかなければならない可能性はある。ただ、これを変えますと、今度は全体的な見方をまた少しずつ変更しなければならないということもあるということでございます。能力ではないと考えております。

○池田和貴委員 まず、出納局の方からですが、運用利率0.766ということで、非常にすばらしい運用だと私は思います。基本的に安全性を担保しながらその運用利益を上げていくということは、結構大変なんですね。その運用のための手法というのが非常に限定されてきますので、その中で0.766という全体の運用利率は非常に頑張られているというふうに思います。さらに少しでも、この辺の収入がふえるように頑張っていたきたいと思います。

あと監査については、今おっしゃいましたが、個人の能力の問題だということではなくて、やはり今回のことを受けて、やはり抽出監査であっても、こういう問題があったところについてはさらに、今システムの運用見直しをしていただいておりますが、これがきちんと機能するかどうか、監査委員の方としても、監査をする中で実証していただきたいというふうに思いますので、その辺は考えていらっしゃると思いますが、今後、

同じことが2度と起きないように、また、そのシステム自体が不備な点であろうというのは、多分その監査をされた、抽出監査であろうとも、監査をした立場から意見を述べて、それを改善していくようなシステムがあるのだらうとは思いますが、その中で十分機能していただいて、よく見ていただきたいというふうに思っています。以上です。

○濱田大造委員 関連してちょっとお聞きしたいんですが、今回の収入印紙詐欺はどうやって発覚したんですか。新聞報道ぐらいでしか情報がないんですが、お願いします。

○坂本管理調達課長 私どもも、新聞情報でしか、ちょっとつかんでおりません。なかなか、そこまで話をしていただけないというか、事実がまだよくわかっていない。事実確認がまだ警察の方も新聞情報程度でしか教えていただけない。

○早川英明委員長 これは、やっぱり金券ショップあたりに売るわけですか。持っておたって、何にもならぬですから。総額は幾ら。

○坂本管理調達課長 新聞によりますと一応、逮捕した案件はまず4万5,000円ということで書いてございました。

○倉重剛委員 監査委員の経験者だからね、熊本土木も監査したことがあるんだけど、こちらから問題を見つけ出すのは非常に難しいですよ、難しいですよ。与えられた資料で見ていくわけです。しかも短時間で見るわけだからね。だから「監査委員の能力か」と先ほどおっしゃったけれども、能力とはそんなもんじゃない。やっぱり系統的に私は問題があるんじゃないかという気がするんです。だから、今どういうことが発覚したのかよくわからないということらしいけれど

も、そこら辺をよく調査して、二度と起きないように。正直言って、みっともないですよ。

○坂本管理調達課長 先ほど管理者の方からお話がありましたように、昨日付で実態調査を実施しております。その段階で、例えば決裁の流れとかそういうものを調査しておりますので、どの段階でどのようになったのか、実態調査の結果を踏まえて検討したいというふうに思っております。

○倉重剛委員 状況をよく知らなかったけれども、警察の方は立件されておるんですか。処分関係も、まだ決まってないわけだな。

○坂本管理調達課長 熊本土木事務所に関して言えば、関係書類も全部押収されておまして、それについては把握できない状況になっておりますので、今、全庁的に調査をかけているということでございます。

○倉重剛委員 はい、お願いします。

○氷室雄一郎委員 議会事務局ですけども、この会議費の中で不用額が4,600、これは、この年がこれだけの――3年ぐらいの状況がわかりますか。

○吉良総務課長 昨年も大体同様のパーセントで、こういう不用額が出ております。3年前のものは把握しておりませんが、昨年は大体同じパーセントで出ております。

○氷室雄一郎委員 4,600万円余でございますけれども、数値的に見ると高いわけです。これはいろんな状況があって、こういう数字が出てきているんですか。

○吉良総務課長 これにつきましては大体旅費が主なものでございまして、国内外の視

察・調査あたりが、その年その年によって行くかどうかを判断されますので、それを不用額が出ないようにするというのがなかなか難しい面がございます。

○上田泰弘委員 これは要はあれでしょう。議員が海外視察に行かぬなら、こういうのがずっと出てくるということを考えてよかですか。

○吉良総務課長 その辺のところは、前もってここ何年か自粛するとか何とかの決議がなされれば出てきませんが、行くか行かぬかをその年その年に判断されるものですから、予算を立てるときにはやっぱりそれに備えて予算を立てないといけませんので、そういうことでやはり不用額が出る可能性は相当高いという形になります。

○上田泰弘委員 やっぱり予算が組んであるということは、海外視察に行かなんということですね。ただ、それを悪いというふうな形で変に風評されるというか、マスコミなんかでも書かれるから行けぬということですね。

○倉重剛委員 上田委員が言うのは、もっともな話ですね。まともな予算を組んでそれで執行してないわけだから、ある意味においては批判されてもしょうがないわけだけれども、それはやっぱり議員のモラル、自分たちの節約でもってやっているわけですね。だから、それは議運でもっていろんな協議をしますけれども、そういう風評的なことに耐えて我々はやっているという状況ですよ。おっしゃるとおりですよ。

○吉良総務課長 これは、あくまでも、やっぱり議員の先生方がどうするかという御判断によるものですから、非常に難しい面がございます。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 なければ、これで出納局及び各種団体等の審査を終了します。ありがとうございました。

午後1時から再開します。

午前11時48分休憩

午後1時1分開議

○早川英明委員長 こんにちは。それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより、教育委員会の審査を行います。

まず、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。初めに山本教育長からお願いしますが、それぞれ着座のままで結構です。

それでは、よろしく願いいたします。

○山本教育長 では、座らせて失礼いたします。

平成19年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において施策推進上、改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

2点ございますが、まず委員長報告第4の1「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られ、成果も上がっているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納者・債務者の所得等の把握に努めて、法的手段を講じること」、そして第4の14にございます「育英資金の返還については、滞納者の所得等の把握に努め、適切な徴収対策を講じること」、これにつきまして一括して、まず御説明いたします。

御指摘のありました第1点目の教育委員会の未収金といたしましては、育英資金貸付金及び地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金、そしてスクールカウンセラー報酬等の返

還金等がございます。

育英資金貸付金等の返還における滞納者の所得等に把握に努めることにつきましては、育英資金貸付金は、私法上の債権であり、強制的に滞納者の所得、資産等を調査する権限はございませんが、貸付申請時の書類及び督促の際の聞き取り等により、滞納者の所得等の把握に努めているところでございます。

滞納者への法的手段につきましては、返還促進取扱要領に基づきまして、支払督促申し立て等を行うこととしており、法的手段も視野に入れながら、今後も未収金解消に努めていきたいと考えております。

なお、徴収対策といたしまして、文書、電話及び訪問による督促を引き続き実施しますとともに、訪問督促に従事する嘱託員の増員、そして新規返還者に対する返還意識の醸成等を実施し、なお一層の未収金回収に努めてまいります。

次に、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金でございますが、関係市町村教育委員会等との連携を強化いたしまして、未納者への催告とあわせて、償還計画の提出を働きかけ計画的な返還を促すなど、未収金の解消に努めております。

スクールカウンセラー報酬等返還金に伴う未収金でございますが、平成12及び13年度に任用したスクールカウンセラー1名につきまして、任用に必要な資格要件を満たしていなかったことが平成16年度に判明いたしましたため、本人に対して任用当初にさかのぼって任用を取り消し、支払った報酬等全額の返還を求めているものでございます。

報酬等の返還がなされないため、法的措置も視野に入れ、督促を継続して行ってきましたが、本人が刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決を受け、平成20年3月まで服役しておりました。

出所後、再び督促を始めましたところ、未収金の一部が納入されております。

次に、2点目でございますが、委員長報告第4の13「不登校の人数は減少しているが、潜在的な不登校もあると思われるので、状況を把握して、適切な対応を行うよう努めること」についてでございます。

これまでは、不登校のみを報告対象としていた生徒指導関連の定例報告様式に、不登校傾向の児童生徒数という項目を新たに追加しまして、潜在的な不登校数の状況把握に努めました。

具体的な取り組みといたしましては、スクールカウンセラーやいじめ・不登校アドバイザー等による相談業務など、従来の対策を継続しつつ、学校、家庭、関係機関等と連携・協力して、子供を取り巻く環境等を改善する取り組みなどを行うスクールソーシャルワーカーを導入いたしております。この取り組みでは、これまで学校の取り組みだけでは解消が困難だった不登校が改善するなどの成果も上がっております。

また、不登校の未然防止につながる人間関係づくりに関するカリキュラム等の開発、あるいは有識者や関係機関などの委員から成る不登校等対策検討委員会の提言を踏まえまして、不登校対策資料を各学校へ配布し、取り組みを支援してまいります。

次に、平成19年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明いたします。

まず、歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせまして、予算現額356億1,368万9,000円に対しまして、調定額362億3,851万4,000円、収入済額361億1,422万3,000円、収入未済額1億2,429万1,000円、収入率99.7%となっております。

次に、歳出は予算現額1,652億4,877万円に対しまして、支出済額1,634億9,748万7,000円、翌年度繰越額3億1,999万5,000円、不用額14億3,128万8,000円、執行率98.9%となっております。

なお、繰越事業は、人吉高校五木分校教職員住宅の移転工事費、教員免許更新制に伴う管理システム構築のための委託事務費、熊本城の監物櫓の修復費、菊池高校の改築工事費でございます。

以上が、教育委員会関係の平成19年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長から御説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き、各課長からの説明をお願いします。

まず、吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 教育政策課の吉村でございます。

決算資料の2ページをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項は、ございません。

2ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、主に情報化による学校事務の効率化等を図る先導的教育情報化推進事業に係る国庫委託金でございます。

それから、諸収入でございますが、主に小国高校プール事故及び水俣高校カヌー一部体罰の損害賠償に係る保険金でございます。

歳入については、いずれも不納欠損額、収入未済額は、ございません。

次に、説明資料3ページの歳出でございます。

まず、教育委員会費でございますが、これは教育委員の報酬、教育委員会の運営費及び負担金でございます。不用額は、執行残です。

次に、事務局費でございますが、主に事務局職員の人件費、それから熊本県教育情報化推進事業等に係る経費でございます。なお、不用額の主な内容は、人件費の不用額及び入札の執行残でございます。

次に、教職員人事費でございますが、これは児童手当でございます。不用額は、当初見込みを下回った執行残になります。

次に、恩給及び退職年金費でございますが、これは昭和37年12月1日より以前に、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助料でございます。不用額は、執行残でございます。

教育政策課分は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課長の藤本でございます。

定期監査の公表事項は、ございません。

次に、説明資料4ページの歳入について御説明いたします。

財産収入は、教職員住宅の家屋貸付料及び県有地の土地貸付料でございます。財産収入、諸収入とも、不納欠損額、収入未済額はございません。

諸収入につきましては、公立学校共済組合熊本支部に委託しております公立学校教職員厚生資金貸付事業の余剰資金の返還に伴うもの、及び川辺川ダム建設事業に伴う人吉高等学校五木分校教職員住宅の移転補償費でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料5ページの歳出について御説明いたします。

まず、事務局費でございますが、これは課の運営費及び事務局職員の健康診断等に係る経費でございます。不用額につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

次の教職員人事費につきましては、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等でございます。不用額につきましては、教職員住宅修理費及び解体工事の入札の執行残等と、後ほど御説明いたします繰越事業に係るものでございます。

次に、附属資料1ページの繰越事業につい

て御説明いたします。

人吉高等学校五木分校教職員住宅の移転・新築について、移転先用地の確保がোকれたため、繰り越したものでございます。なお、当該住宅は8月末に完成しております。

福利厚生課分は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○真開高校教育課長 高校教育課長の、真開でございます。よろしく、お願いいたします。

定期監査における公表事項のうち、「育英資金貸付金償還金等の未収金について、引き続きその解消に努めること」につきましては、後ほど各会計の歳入のところで説明させていただきます。

では、説明資料6ページから16ページの一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金貸与基金特別会計について、順に御説明いたします。

まず、6ページから7ページの一般会計の歳入に関してでございます。

6ページから7ページ上段までの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、7ページ中段の諸収入でございますが、このうち定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金及び雑入につきましては、定時制通信制修学奨励費返還金等でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。冒頭に申し上げました定期監査において御指摘を受けたもので、82万4,289円が収入未済となっております。

この収入未済額につきましては、文書、電話等により督促に努め、早急な返還を促しているところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから10ページまでが、一般会計の歳出でございます。8ページの教育総務費のうち事務局費は、事務局運営費及び県立高等

学校教育整備事業費でございます。

次の教育指導費は、教員の研修や児童生徒の健全育成等に要した費用でございます。不用額は、経費節減による執行残でございます。

9ページになりますが、高等学校費のうち高等学校総務費は、高等学校入学学力検査費でございます。

次に、教育振興費は、産業教育設備の整備等に要した経費でございます。不用額は、産業教育設備整備の実績減等に伴うものでございます。

次に、特別支援学校費でございますが、特別支援学校の設備の整備に要した経費でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

保健体育費の保健体育総務費は、定時制高等学校における夜間給食給与に要した経費でございます。不用額は、夜食給与の実績減に伴うものでございます。

次に、諸支出金でございます。

まず、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、実習資金特別会計の水産高等学校費への一般会計からの拠出金でございます。不用額は、実習資金特別会計の経費節減等により拠出金が縮減できたものでございます。

次に、育英資金貸与基金特別会計繰出金は、育英資金貸与金への一般会計からの繰出金でございます。不用額は、育英資金貸与金に係る償還金収入が、予算に比べ多かった等に伴う拠出金の減でございます。

以上で、一般会計を終わらせていただきます。

続いて、11ページからは、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、11ページから12ページまででございます。財産収入、繰入金、諸収入、繰越金のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、11ページの生産物売払収入につきましては、農産物等の売り払い収入見込みに対

する実績、及び漁獲物の売払収入見込みに対する実績の増でございます。

また、繰入金につきましては、実習資金特別会計の経費節減等により、一般会計からの繰入金が縮減できたものでございます。

12ページの繰越金につきましては、平成18年度剰余金を19年度に繰り入れたものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業関係高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験実習と運営に要した経費でございます。水産高等学校費は、苓洋高等学校における実習船における操業、水産物の食品加工等の実験・実習と運営に要した費用でございます。不用額は、入札に伴う工事費の減や経費の節減等に伴うものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

熊本県育英資金貸与基金特別会計でございます。まず、歳入につきましては、14ページから15ページでございます。

国庫支出金、財産収入、寄附金及び繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次の諸収入につきましては、育英資金貸与金の償還金でございます。冒頭申し上げました定期監査において御指摘を受けたところでございますが、償還元金、延滞利息等を合わせまして4,569万7,910円が収入未済となっております。この返還金未納者につきましては、熊本県育英資金償還促進取扱要領に基づき、電話や文書、昼夜にわたる訪問等により督促を行っております。また、新規返還者増加への対応としまして、適切な督促方法を個別に分類し、より効果的・効率的な督促を行っております。今後さらに督促を強化するとともに、返還予定者への意識づけや学校訪問等を行うことにより、未収金の解消に一層努めてまいりたいと考えております。

なお、この19年度末収入未済額、約4,570

万につきましては、その後9月末現在で454万円が納入されております。

次に、15ページ下の段の繰越金でございますが、平成18年度剰余金を19年度に繰り入れたものでございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、育英資金貸与金の不用額は、予算枠に対しましての貸与額の減等による貸付金の執行残が主なものでございます。

以上で、高校教育課を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課長の木村でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項、「雑入、スクールカウンセラー、報酬等返還金の未収金について、引き続きその解消に努めること」につきましては、後ほど歳入のところで御説明させていただきます。

では、資料17ページの一般会計の歳入に関して説明させていただきます。

主な収入といたしまして、スクールカウンセラー配置事業に係る国庫補助金、また文部科学省等から教育方法等改善研究のための委託を受け、調査・研究を行う事業等に係る国庫委託金でございます。

使用料及び手数料、国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

17ページの諸収入の雑入でございますが、収入未済額190万8,000円は、平成12、13年度に任用したスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが平成16年度に判明したため、任用当時にさかのぼってその任用を取り消し、当該報酬等の返還を求めているもので、冒頭に申し上げました定期監査における公表事項でございます。

返還遡及総額は497万7,000円で、今回未済

となった190万8,000円は、本人から提出された分割納入計画書に基づく平成17年度から19年度までの返還分でございますが、督促にもかかわらず納入がなかったものです。

なお、平成18年1月に本人が刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により、平成20年3月まで服役しておりました。

出所後、本人と面談し、全額返済の意思及び新たな分割返済計画を公正証書で作成することを確認しております。

また、収入未済額のうち現在の分割返済計画に基づく初回分から第3回目分、計1万5,810円が本年度納入されております。

次に、資料18ページの一般会計の歳出に関して御説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、教員の研修、いじめ・不登校対策や生徒指導等の事業に要した経費でございます。不用額は、経費の節減に伴う執行残でございます。翌年度繰越額はございません。

また、教育センター費でございますが、施設の管理運営や教育研究、教職員の研修事業等に要した経費でございます。不用額は執行残でございます。翌年度繰越額はございません。

次に、保健体育総務費でございますが、食育の推進及び栄養教諭、学校栄養職員の研修等の事業に要した経費でございます。不用額は執行残でございます。翌年度繰越額はございません。

義務教育課は、以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課長の由解でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査におきます公表事項は、ございません。

次に、説明資料の19ページから26ページの一般会計について御説明いたします。

19ページから20ページの使用料及び手数料でございますけれども、県立学校の授業料また入学金、教員免許事業に伴います手数料等でございます。

県立学校授業料につきまして、7万8,000円の収入未済が発生しております。これは、平成19年度入学者1名の授業料の未収入でございます。保護者に対しまして、電話また家庭訪問等によりまして再三の納付指導を行いましたけれども、自主納付が難しいということから、民事訴訟に基づきまして、20年8月12日に簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行ったところでございます。今後は、地方裁判所に対しまして、債権者差し押さえ命令の申し立てを行った後に、給与等の差し押さえを行う予定でありまして、引き続き未収金の解消に努めてまいります。

次に、21ページから22ページの国庫支出金でございますけれども、21ページの特別支援学校の修学奨励費負担金、小中学校教職員の給与に係ります義務教育学校職員費負担金、また、22ページの下から2番目でございますけれども、在外教育施設、いわゆる日本人学校でございます。その日本人学校に派遣する教員の給与に係ります在外教育施設教員派遣事業委託金等でございます。国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、23ページの諸収入につきましては、県預金利子や給与の年度後返納等の雑入でございます。諸収入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

引き続きまして、歳出について御説明申し上げます。24ページから26ページでございます。

まず、24ページの事務局費の不用額は、事務局職員に係る退職手当が見込みよりも少なかったことに伴います執行残でございます。

次に、教職員人事費の不用額は、主に教職員に係る退職手当が見込みよりも少なかった

ことに伴います執行残並びに経費節減に伴います執行残でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

小学校費、中学校費及び高等学校費のうち高等学校総務費でございますけれども、教職員給与費等ございまして、不用額につきましては教職員の給料、諸手当、共済費の執行残でございます。

次の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、及び26ページでございますけれども、通信教育費の不用額は、学校運営に係る経費の節減による執行残でございます。

特別支援学校費につきましては、教職員給与及び学校運営費などございまして、不用額は教職員の給料、諸手当、共済費の執行残、並びに学校運営に係ります経費の節減による執行残でございます。

次に、附属資料2ページの繰越事業について御説明いたします。附属資料2ページをお願いいたします。

これは、平成21年度より施行されます教員免許更新制に伴います委託事務でございますけれども、全国の都道府県教員免許状のデータを一括管理する電算システムの開発が必要になり、全国都道府県で歩調を合わせまして2月補正で予算を要求いたしました。構築に相当な時間を要するために、繰り越したものでございます。

以上で、学校人事課分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課の遠藤でございます。

初めに、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。資料の27ページをお願いします。

まず、使用料ですが、県立図書館青少年教育施設の行政財産使用料、青少年教育施設における有料団体の使用料収入でございます。



次に、国庫支出金ですが、社会教育課が実施しました国庫補助事業及び委託事業に係る補助金委託金の収入でございます。

次に、28ページは財産貸付収入及び諸収入でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出について御説明いたします。29ページをお願いします。

社会教育費の中で社会教育総務費につきましては、社会教育生涯学習の振興に関する各種事業及び生涯学習推進センターあしきた青少年の家の管理運営費で、図書館費につきましては県立図書館の管理運営費等でございます。不用額は、いずれも経費節減及び入札等に伴う執行残によるものでございます。

次に、30ページをお願いします。

青年の家費につきましては、天草青年の家の管理運営費で、少年自然の家費につきましては菊池少年自然の家及び豊野少年自然の家の管理運営費でございます。こちらの不用額も、経費節減及び入札等に伴う執行残によるものでございます。

社会教育課分は以上です。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課長の恵濃でございます。

まず、定期監査におきましての公表事項ですが、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金の回収につきまして、指摘がありました。

説明資料は、31ページでございます。

歳入について、御説明いたします。31ページの諸収入の雑入及び年度後返納は、地域改善対策事業として実施しました奨学資金貸付金の回収金ですが、これは貸与者の中で返還免除された人以外の償還金等でございます。

定期監査で引き続き、その解消に努めるようにとの指摘がございました。奨学金の収入未済額の7,578万3,355円につきましては、そ

の措置状況を御説明いたします。

この未収金につきましては、市町村教育委員会等の担当者を通じ、催告とあわせて分割納付等を指導するなど、その解消に努めているところでございます。その結果、平成20年度は9月末現在でありますけれども、18万9,300円を回収しております。特に、平成17年度から運用しております収納管理システムを活用しまして、一括返金の困難な未納者には分割納付による計画的な返還を指導いたしました結果、固定化した未収金の回収にも効果が出てきているところでございます。今後とも市町村教育委員会等と一層の連携を図りながら、収入未済額の解消に努めてまいり所存でございます。なお、不納欠損額はございません。

次に、32ページの歳出の主なものについて御説明いたします。

教育総務費の教育指導費は、教職員等を対象とします各種人権教育研修事業費等でございます。不用額は、経費節減によります執行残でございます。

次に、高等学校費の教育振興費は、高等学校等進学奨励事業でございます。不用額は、経費節減によります執行残でございます。

社会教育費の社会教育総務費は、社会教育におきます指導者育成のための人権教育研修事業費等でございます。不用額は、経費節減等による執行残でございます。

翌年度繰越額はございません。

以上、よろしく御審議のほど、御願いいたします。

○米岡文化課長 文化課長の米岡でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、説明資料の33ページの歳入について御説明いたします。

33ページから34ページの使用料及び手数料

のうち、主なものは装飾古墳館の観覧料及び美術館の観覧料等でございます。

34ページから35ページの国庫支出金のうち、主なものは遺跡の発掘調査に対する国庫補助金であります遺跡発掘調査費補助や、史跡等の重要文化財の保存に対します国庫補助金であります史跡等保存整備費補助でございます。

また、35ページから36ページの諸収入のうち主なものは、国等からの発掘調査の受託に伴います発掘調査受託事業収入でございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、35ページの災害復旧費国庫補助金の予算現額と収入済額との比較額のマイナス23万4,000円につきましては、平成18年度からの繰り越し事業であります鞠智城跡災害復旧事業の工事入札に伴います執行残による不用額分でございます。

次に、歳出について御説明いたします。37ページです。

まず、文化費のうち、主なものは国指定文化財の保存整備に対して県補助金を交付いたします文化財保存整備事業、国等からの受託事業が主であります公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業、鞠智城整備事業並びに文化課職員31人分の人件費でございます。

文化課の不用額289万2,000円につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち、主なものは美術館展覧会事業、県立美術館本館の多目的室を改修して、永青文庫常設展示室を整備するための工事請負費等として執行しております永青文庫常設展示室整備事業、並びに美術館職員16人分の人件費でございます。

美術館費の不用額719万3,000円につきましては、入札に伴う執行残及び経費節減に伴います執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費につきましては、

鞠智城跡災害復旧事業に要した経費でございます。

続きまして、附属資料の3ページの繰越事業について御説明いたします。

文化財保存整備事業費でございますが、市町村等が実施いたします国や県指定文化財の保存整備事業の一部を補助するものですが、熊本市が実施します熊本城の屋根部分の保存修理工事について、年度内完了が不可能になったことによりまして、平成20年度に事業費151万7,000円を繰り越したものでございます。

文化課については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課長の八十田でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料38ページから40ページの歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、熊本武道館管理運営費の熊本市負担金でございます。不納欠損額、歳入未済額はございません。

次の使用料及び手数料は、体育施設に係る使用料収入でございます。不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、野球場及び総合射撃場の使用料ですが、両施設利用料金制をとっているため、収入として上がっているのは行政財産の目的外使用料のみでございます。

39ページ中段以降の国庫支出金のうち国庫補助金については、公立文教施設事務費の補助金でございます。

また、国庫委託金については、文部科学省の委託事業に係る収入でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

40ページ以降の諸収入でございますが、主なものは日本スポーツ振興センターの災害共済給付金及び掛金でございます。不納欠損額、

収入未済額はございません。

予算現額に対して収入済額が少なかったのは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金と保険料が少なくて済んだものによるものでございます。

引き続きまして、41ページの歳出について御説明いたします。

まず、保健体育総務費の主な事業は、先ほど説明申し上げました日本スポーツ振興センター事業でございます。不用額の主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び保険金の執行残でございます。これは、先ほど説明しましたように、支出が少なくて済んだことによるものでございます。

次の体育振興費の主な事業は、国体派遣事業や競技スポーツ振興事業でございます。不用額の主なものは、国体など派遣費用等が予定より少なく済んだためのものでございます。

次の体育施設費は、県民総合運動公園、県立体育館及び熊本武道館などの管理運営費や施設整備事業費でございます。不用額の主なものは、入札に伴う執行残等でございます。

体育保健課分は、以上でございます。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

○児玉施設課長 施設課長の児玉でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

42ページをお願いします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

使用料及び手数料は、県立学校売店等の使用料でございます。

国庫支出金でございますが、県立学校施設等の災害復旧や耐震診断を実施するための国庫補助金でございます。

43ページをお願いします。

財産収入でございますが、財産運用収入は校長宿舎の家賃貸付料等でございます。

財産売却収入は、宇城市及び熊本市の道路改良工事に伴う学校用地売却収入でございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料の説明で申し上げます。

諸収入でございますが、人吉高校五木分校移転補償費、苓明高校の換地処分に伴う精算金等でございます。

44ページをお願いします。

繰越金でございますが、昨年の明許繰越分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。45ページをお願いします。

教育費ですが、教育総務費のうち事務局費は、市町村の施設整備に係る指導調査に要した経費でございます。

高校学校費ですが、全日制高等学校管理費は、県立高校の校舎等の管理に要した経費でございます。

学校建設費は、菊池高校校舎等改築及び人吉高校五木分校旧校舎解体や、玉名工業高校の教室棟耐震改修など、県立学校の施設整備に要した経費でございます。不用額は、入札に伴う執行残等でございます。

46ページをお願いします。

特別支援学校費ですが、県立盲・聾・養護学校の施設整備に要した経費でございます。不用額は、入札に伴う執行残でございます。

災害復旧費ですが、教育施設災害復旧費は、平成19年の梅雨前線豪雨によって被災した矢部高等学校実習林の災害復旧に要した経費でございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。4ページをお願いします。

繰越事業ですが、高等学校施設整備事業に係る繰り越しでございます。当事業については、菊池高校校舎改築事業において入札契約に不測の時間を要し、年度内完了が困難にな

ったため、事業費2億6,905万2,000円を繰り越したものでございます。

5ページをお願いします。

財産処分でございますが、宇城市及び熊本市の市道改良工事に伴い、小川工業高校や盲学校の学校用地を売り払ったものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○早川英明委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたが、審議に入る前に5分間休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時49分開議

○早川英明委員長 それでは、休憩前に引き続き審議に入ります。

先生方、何かございませんか。はい、早田委員。

○早田順一委員 監査結果での指摘で育英資金並びに高校教育課と人権同和教育課の方に未収金がありますけれども、この未収金は恐らく保証人をつけておられるかと思いますが、払う能力がない方に対しては恐らく保証人の方に請求されているんじゃないかと思えます。それから、払う能力がある方、奨学金をもらって勉強して、ひょっとしたら公務員になっておられる方もいらっしゃるかもしれませんし、ある程度の能力のある方がどれぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○真開高校教育課長 育英資金の制度でございますけれども、修学貸与と育英貸与とありますけれども、両方とも今御指摘がありましたように連帯保証人を立てていただくことになっております。現在、平成19年度の356人が未納になっておりますけれども、そのうち

の133名については保証人等から返還を受けている状況でございます。以上です。

○恵濃人権同和教育課長 返還対象者の所得増とか、あるいは生活保護基準等の見直しによりまして、免除対象とならない事例が増加して、お話ししましたように、返還調定額は増加傾向にございますが、このうち約6割が返還されておりますけれども、残り4割強が新たな未収金として残っているところでございます。この未収金についても回収に努めておりますけれども、所在不明者の増加とか、あるいは保証人となっておられます保護者等——両親ですね。が、高齢化等に伴いまして回収が進まない状況にございます。具体的な数字については、まだ把握しておりませんが……。

○早田順一委員 なかなか払えない方は、先ほど分割とかのお話があったけれども、払う能力がある方、そういった方は主にどういった職業というか、そういうのはわかりますか。

○真開高校教育課長 職業については、特にそこまでは確認はしておりません。

○恵濃人権同和教育課長 やっぱり会社員、あるいは中には公務員等もおるかとも思っています。

○早田順一委員 公務員の方もいらっしゃるということでもありますけれども、そういう方は恐らく払える能力があるんじゃないかと思えますが、それから先ほど高校教育課の方はわからないということでもありますけれども、実際そういう払える方というのも結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○真開高校教育課長 この貸与の家計の基準といたしまして、収入での基準がございます。例えば、修学貸与につきましては生活保護基準の1.5倍以下とか。ですから一般的には公務員等は非常に少ないというふうに考えられる。それから、育英貸与につきましては少し緩和されるわけですがけれども、そういう収入の基準あたりからすると、公務員については非常に少ないのではないかというふうに思われますけれども。以上です。

○早田順一委員 その辺をしっかりと調べていただいて、取れるところから取っていった方がいいと思いますので、400何十万か努力をして取られておりますけれども、今後ともしっかり頑張っていただきたいと思います。公務員の方には、特に強く言っていただきたいと思います。

○早川英明委員長 これは、多分毎回これからずっとあると思いますよ。だから、私がさっき言ったのはそこだったんですが、教育長、今の2つの総括ですが、締めをしてください。

○倉重剛委員 育英資金というのは、私は高校を卒業して随分たつので認識が甘くなっていますが、育英資金の借りられる条件というのは、どういう条件があるんですか。まず、それを教えてよ。

○真開高校教育課長 まず、先ほど申し上げましたように修学貸与と育英貸与というのがございますけれども、修学貸与につきましては生活保護基準の1.5倍以下というのが、この基準でございます。それから育英貸与につきましては、給与等の収入の目安がございまして、世帯の数によっても違うわけですがけれども、そういう細かな基準というのを設けてございます。ですから、例えば4人世帯では767万とか、そういう形で基準の決め方をし

てございます。以上です。

○倉重剛委員 育英資金というのは普通、俗に言うけれども、今の条件を満たせば簡単に借りられるの。

○真開高校教育課長 今、基準がございますというお話をいたしました。ですから、その基準よりももちろん希望者というか申請者はかなり多いわけでございますけれども、そういう中で、基準内に入っていないながら不合格になっておられる方もございます。人数にして400人強ぐらいの人数の方が基準内の不合格になっているというのが現状でございます。

○倉重剛委員 1人当たり幾らぐらい借りられるね。卒業するまでのトータルで、どのくらいね。

○真開高校教育課長 月額で、公立で自宅通学の場合が1万8,000円、それから私立の自宅からの通学が3万円というふうになっています。自宅外であれば、公立は2万3,000円それから私立の自宅外は3万5,000円でございます。

○倉重剛委員 というのは、条件を満たせば、それは学校が窓口で判断をして、それで学校が推薦するわけですね。

○真開高校教育課長 推薦は学校でございませうけれども、一応こちらの方で選考委員会を開いて、そしてきちんと……。

○倉重剛委員 選考委員会は、どういうメンバーですか。

○真開高校教育課長 教育委員会の内部のメンバーでございます。

○倉重剛委員 というのは、非常に違和感を感じるのは、ここは先ほど教育長が説明した中で、服役された方が未納になっているということで、服役者を出しているという、これは非常にみっともない話だと思うわけだよ。もちろん、その当時は犯罪を犯すような人であったかどうかというのは見分けがつかなかったらと思うんだけど、これは非常に恥ずかしい話だね。だから、教育委員会の中に審査委員会があって、生活環境だとかいろいろなことは調査するんですか。

○山本教育長 今の服役者の話でございますけれども、これは修学貸与ということではございませんで、うちがカウンセラーとして雇っていた人が、実はそのカウンセラーの資格を持っていなかったということがわかったものだから、さかのぼって解雇して、その間払っておった報酬を返しなさいという……。だから未収金ではあるんですけれども、その時点では確かに服役者になるかどうかというのは知りませんでした。

○井手順雄副委員長 詐欺で服役さしたっですか。

○真開高校教育課長 詐欺と覚せい剤違反です。

○倉重剛委員 だから、どっちにしても、育英資金をもらった方がそういう状況にあったのかなと思ったんだけど、そうじゃなくて……。しかし、どっちにしてもみっともない話だな。

○井手順雄副委員長 この1番と2番の監査結果の報告の中で、同じような奨学金制度だと思うんですが、これは今、高校教育課のそういう制度でありますけれども、人権同和教育課の方も同じような基準というか、支払い

もそうだし、そういうことですかね。

○恵濃人権同和教育課長 基準については、同様だと思います。

○井手順雄副委員長 その金額に関しては、全く一緒ということですね。

○恵濃人権同和教育課長 貸し付けにつきましては、法の失効によりまして、平成17年度からやっております。

○井手順雄副委員長 では、この地域改善対策高校奨学金貸付制度というのは、もう終わっているんですね。

○恵濃人権同和教育課長 今は、返還事務だけが残っております。

○池田和貴委員 最初の教育長の決算概要説明書にあったんですが、この徴収対策として、訪問督促に従事する嘱託員の増員というふうに書いてございますが、今は何人ぐらいいらっやあって、今後どのようにしていこうとされているんでしょうか。

○真開高校教育課長 以前は兼務職員を1名配置しておりましたけれども、貸与者の増加に対応するために、平成14年度から専任職員を1名、そして平成16年度から2名ということで、今回、決算特別委員会ではこの19年度でございますので2名、そして今年度につきましてはさらに1名増して3名で体制を強化しているということでございます。以上です。

○池田和貴委員 では、嘱託職員さんですから、県職員さんとは別個に雇用するということでしょうか。

○真開高校教育課長 はい、嘱託職員でござ

います。

○氷室雄一郎委員 これは毎年これからもどんどんふえて、平成18年度はどのくらいになっているんですか。

これは奨学金の制度が一部変更になりました、県の方に非常に負担がかかっているということで、人員の体制をしっかりとやってくれるということは要望してきたんですけれども。

○真開高校教育課長 滞納額が平成18年度が3,235万2,930円でございます。そして、平成19年度につきましては、先ほど御説明いたしましたように4,569万7,910円ということになってございます。

○氷室雄一郎委員 これは今から毎年どんどんふえて、日本全国が悩んでいるわけでございますので、嘱託の方を増員されても、これはなかなか追いつかないという現実は厳しいものがあるわけでございますので、これは各県いろんな方法をとっておられますので、もう少し情報を共有していただいて、何らかの形で、とにかく徴収する人がおっても300何十名をどうしてやるかというのはなかなか難しいことなんですね。だから、こういう厳しい状況でございますので、また来年はどんどんふえます。でも、ずうっとこれは、これが育英奨学金から県の方に移されまして、県としては負担が非常に重たくなっているのは事実なんですね。だから、何らかの形で、日本全国いい方法をとっているようなところを研究していただいて何とかやらんと、また次もこれはずっと膨らんでいきますので、この辺をもう一遍検討していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本教育長 今、氷室委員からお話がありましたように、平成17年度から日本学生支援機構から高校奨学金ということで、県の方に

移管されて、そこから実はふえて、今おっしゃったように県としてふえてきたという、だからどうということはないんですけれども、そういうふうな経過がございます。

したがいまして、今おっしゃったように、我々としたら少しずつでもいいから、とにかく償還を取っていきたいということで、本来は幾らずつ返さなくていけないと決まっているやつを、償還計画をつくらせて、そして先ほどのカウンセラーでも月5,000円でもいいからということで計画をしております。

とにかく、取れるだけ取っていこうという姿勢で頑張っているところでございますけれども、今おっしゃったように確かに厳しい状況にはありますけれども、そこはもう何らかの形でこれを取れるだけ取っていこうということで精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○倉重剛委員 教育長、理屈はそうかもわからないけれども、どこかで見直しの機会があってしかるべきですよ。今、氷室さんがおっしゃるように、何かの見直しの時期が来ているんじゃないですか。そうでなければ、どんどん膨れ上がっていく。私は20何年議会におるけれども、毎年あるんだよね、これは。

「またか」という話ですよ。これは一遍に返済できないわけだから、一緒にできないですから、何かそういう形の議論というのはしているんですか。

○山本教育長 今、倉重委員からございましたように、全国的にこれを情報の共有化をして、見直しとかそういったことを含めての議論を今やっているとは私は聞いたことはございませんけれども、さっき氷室委員からもありましたように全国的には恐らく問題だし、この前あれはどこだったですかね、各金融機関が何かに返せない人のリストかなんかを言うとか、新聞に載っていましたよね。大学

の分だったかと思えますけれども。それは別にして、だから、そういったことで私どもとしては、今おっしゃったように全国にも、どういったふうな対応をとっているのか、あるいは今後どうするのか、その辺はまた基本的に考えて議論していきたいと思えます。

ただ、先ほども言いましたように、取る方は少しでもいいから取っていきたくて思っております。

○井手順雄副委員長 今これの徴収係で3名の方を外部から——この分の給料なんかはどうなっていますかね。費用対効果ですよ。私が言いたいのは、今サマーレビューでどんどん削っておられますね、この4,600万なにがしを取るのに、どれだけの費用をかけて取るのかですよ。ここもぼちぼち考えていかんことには、そこ辺で見えないところでお金が要ると。そこを削減すれば、税収はまだまだ上がるのかなと。ここが全然ないんですよ。やっぱり公平な立場で定めなければいかぬというような考えも、よくわかります。しかしながら、もうここまできて、やっぱり大変厳しい中で費用対効果というのを考えながら——先ほども全部から取ると思えますけれども、お金をかけなくても、取り方はいっぱいあるんですよ。そういうところも考えながら、やっぱり今後はやっていこうと、そんなことでひとつお願いしたいと思えます。答弁は要りません。

○早川英明委員長 この問題について、監査事務局の金田さん、コメントを……。

○金田監査委員事務局長 今、副委員長の方からも、公平性とそれから効率といえますか効果の面でのお話がございました。

監査といたしましては、とにかく未収金の回収ということでの努力を求めた意見を出させていただいているところでございます。ま

た、その努力自体が既存の納めていただいている方に対して影響をし、この程度の収入といえますか、納めをいただいているというふうに考えております。これを完全に費用対効果のみを考えてまいりますと、逆に現状納めていただいている方も、もうそうであれば納めなくてもいいんじゃないかというお話になるかもしれないということで、監査としては公平性を保つためという意見で、ずっとお話をさせていただいている。完全100%というのは、税も同じでございますが、非常に難しゅうございます。努力を認めつつも、やはりなお努力をという形でのお話をしていところでございます。

○倉重剛委員 監査員も甘かぞ、それはちょっと……。

○早川英明委員長 教育長、今監査員の方からもそういうことありますから、たまたま前監査事務局の児玉さんあたりも、おたくの課にいらっしゃるけんですよ、なるだけ回収に努めていただくように、よろしく願い申し上げます。

ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○佐藤雅司委員 5ページでございますが、福利厚生課長さんにちょっとお尋ねします。

福利厚生課の中で、教職員人事費となっておりますね。そして、教職員住宅建設事業、これについてはどうですか、まず、2点あると思えますが。従来から先生方の福利厚生の一環として住宅建設をするという考え方、現状はそうじゃないというふうに思っておりますけれどもね。

そういう点と、それから需要がどれくらい、市町村からとかいろんなところから要望があるというふうに思っておりますが、そうした需要といえますか、そういうものはどのくらいあるのか、その点をちょっとお尋ねします。



○藤本福利厚生課長 まず1点目でございますけれども、ここに教職員住宅建設事業というふうに書いてありますけれども、これは、つくった住宅に関する費用の返還の金額でございます。そして、平成13年度までは建設しておりましたけれども、14年度以降はもう建設はありません。そのときまでにつくった建設費を今償還しているという、その償還のお金でございます。というのが、1点目でございます。

それから、需要については、今、教職員住宅の入居率につきましては81%でございます。18年度に廃止基準というのを作りまして、2年連続で5割以下の入居率のところは廃止をしていくというような基準をつくっております、今その計画に基づいて順次廃止をしてきているというところでございます。

○佐藤雅司委員 現在ですね、14年度までということで、新しいやつについてはもうつくってないということなんですが、ほとんどの先生方が、住宅をつくってくださいという希望は結構あるんですね。でも、ほとんど入られません。やっぱり通われるんですね。去年でしたか、通っておって校長先生方も交通事故を起こした、そして処分を受けたという人もいましたけれども、そこにおれば何のことはなかったんですよ。そうやって、やっぱり地域の中に根差した教育をしていくためには、やっぱりおらないかぬと私たちは思うし、そういう面から住宅をつくって差し上げて、ぜひ充実した教育をやってくださいよというふうに思っているのが、そういう考え方から出てくると思うんですが、まずその福利厚生からやっているという、そこはえらい細かいことは言いませんけれども。

1点目の質問は、福利厚生事業というそういう考え方が、私は今の時代に合わないんじゃないかと。だから新しい建設はやってない

わけですから、それはそれでいいと思います。やっぱりそういう需要が今81%とおっしゃったんですが、本当にそうなのかなという感じが実感としてあります。ほとんどの方が、いわゆるこの教職員住宅に入られずに別な住宅を利用されているという人が結構いて、あるいは、わざわざあれせんでも4時になったらもう帰りますよ、そしてまたあした通ってきますという先生方が結構おられるんじゃないですか。私は、そういうふうな実態を何人も実は見ているんですね。そこ辺は、いかがでございますか。

○藤本福利厚生課長 なるべく学校の近くに住んでいただくようにということで学校の方からお願いしているわけですが、今は車あたりとかの利用も多くなりまして、なかなか通えるようなところの場合は近くに住まないというようなこともございます。そういうところとの兼ね合いも考えながら、今後計画していきたいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 また検討してください。

○井手順雄副委員長 福利厚生課長に聞きますけれども、附属資料の五木分校の教職員の予算額は2億4,200万ですかね。

○藤本福利厚生課長 この執行額は、全体の執行額です。

○井手順雄副委員長 教職員住宅自体はいくらでできるのか。

○藤本福利厚生課長 その下の繰越額の金額ですね。

○井手順雄副委員長 わかりました。

○森浩二委員 高校教育課にお伺いしますけれども、高校生就業体験等支援事業とは、どういうやつですかね。

○真開高校教育課長 高校生の就業体験等支援事業につきましてですが、生徒に望ましい勤労観とか職業観を育成するとともに、実践的な知識や技能を体得させるため、企業での実習と学校での講義等を組み合わせた企業実習を実施する授業でございます。中に、インターンシップの推進事業も入っております。以上です。

○森浩二委員 ところで、高校生が就職をするとき面接を受けますよね、そのとき親の職業とか収入ですか、そういうのを聞かれたときには答えなくていいというような指導をされておるとですかね。

○恵濃人権同和教育課長 面接等につきましては、違反質問としては子供たちには、学校の指導でそのような質問には答えなくてもよろしいというふうな指導はしております。

○森浩二委員 何で聞いたかという、高校生がバイトするのに親の所得証明を持ってきなさいという学校が結構あるとですよ。そういうふうな方針でいっとるとですか。学校単位ですかね。おかしかでしょう。何で親の所得証明を持っていかぬのか。そういうのを学校が要求しておるわけですよ。結構あると思うんですけども、そういうのは把握されておりますか。

○真開高校教育課長 今おっしゃったのは企業の方が……

○森浩二委員 いや、学校がアルバイトするのに学校に許可をもらうときに親の所得証明を持ってきなさいということですよ。

○真開高校教育課長 ひょっとすると、結局、普通アルバイトも高校によっては勉強とか部活動に専念してほしいという意味合いがあって、どうしてもやむを得ない事情を確認するために取っているところがあるかもしれません。

○森浩二委員 あるとですよ、実際。私はちょっと調べて、もう3校ぐらい聞いているんですよ。ただ、親の所得証明を持ってきなさいというのは、ちょっといかなものかなと思っておるとですけども。

○真開高校教育課長 そうですね。今につきましては、やり方といいますか、どうしても経済的にやむを得ず、そういう意味での申請をするときの資料としての取り方ですね。そのあたりについては、また検討させていただければと思いますけれども。

○森浩二委員 学校の先生といえども、親の所得なんか、金を借りるわけではなかですね、ちょっと調べてもらいたい。多分結構あると思うんですよ。

○恵濃人権同和教育課長 ただいまの話で、家庭の収入とかそういうものを学校で把握するのかしないのかと、いろいろありますけれども、最初に申し上げましたが就職のときに家庭の状況とかそういうのは聞かない、聞いたらいかぬですよというのは、本人の能力に関係ない親の収入とか、そういうもので就職合格とか不合格とか決める、それはいかぬだろうというのが前提。

それから、アルバイトは多分、今課長が言いましたように経済的な状況というのを把握したいがためにそういうことをやったのかもしれないけれども、学校で絶対にそういうのはしないかということ、例えば奨学金なんか

をやるときの条件には、そういう書類を学校に持ってこさせてチェックをしたりすることはありますので、学校で絶対にそういうのを取らないかという取ることもありますけれども、それは目的によってということですので、その辺は不適當な目的でやるのはいけませんので、そこはしっかりまた調べてみたいと思います。

○森浩二委員 お願いしておきます。

○池田和貴委員 不登校傾向の児童生徒数という項目を新たに追加し、潜在的な不登校の状況の把握に努めましょうということで書いてございます。これについては、ぜひやっていただきたいと思うんですが、私がちょっと聞いたのは、子供の不登校の問題なんだけれども、先生の不登校も結構多いとよという話を、実は地元で聞いているんですけれども、先生も病気やいろんなことはあると思うんですが、仕事に出てこれられない先生というのはどれくらいいらっしゃるんですか。

○由解学校人事課長 学校に出てこれられない先生というのは、平成20年5月1日現在でございまして、全体で78名の方が休職されております。そのうち、一般疾病が18名、精神的疾患が60名という形で、メンタル的な面での休職理由が非常に多くなっているという状況でございまして。

○池田和貴委員 それは正式に届けは出ている人ですね。私が聞いたのは、届けは出てないんだけど、学校側でやり繰りしているということはなかですか。

○由解学校人事課長 学校の方からは、そういう職員がいた場合には、必ず県の方に報告があり、臨時の非常勤講師なり臨採等の要求がございまして、そういう実態は我々はな

いと思っております。

○池田和貴委員 では、長期の休みはないですけれども、休みがちで、例えば有給休暇を超えて休みが多い先生とか、そういう先生とかは、いらっしゃらないですか。

○由解学校人事課長 有給休暇の取得状況は、1人平均10日前後だと思っておりますけれども、それを超えての休職者というのは把握しておりませんし、そういう話もあっておりません。ただ、私傷病で90日間休む方はいらっしゃいます。

○池田和貴委員 わかりました。それは私も現実に調べたわけではないので、そういう声があったということで、聞かせていただきました。その辺はまた、そういうことはないと思いますが、きちんと確認をしていただければと思っております。

○由解学校人事課長 わかりました。

○池田和貴委員 もう1つ、よかですか。今度は文化課にちょっとお伺いしたいんですが、今年度、管内視察で県立美術館に行かせていただきました。そのときにちょっとお話を聞いたんですが、昨年はこの歳入に関する調べにあるように、展示会の事業収入、予想よりも735万ほど多かったんですね。来館者がふえました。それは、魅力的な展示を企画して実行されたというのがあるんですね。ところが、この収入がふえた分に対して、この辺のふえた分は全部県に持っていかれてしまって、幾らふやしても結局自分たちのインセンティブが働いていかないような感じがあるというようなお話を、その県立美術館の方にちょっと聞いたんですよ。結局、来館者が多いということは、県民にとって魅力的な企画を多くつくってきたということなんで、こ

の辺がそういう現場のインセンティブが働くような方法、それは金銭面だけではありませんが、その辺は何かできないかなと思っておるんですが、どがんでしょうか。

○米岡文化課長 何とも返事に困りますけれども……。しかし、我々は公務員でございますので、一生懸命努力する以外にないと思えますけれどもね。済みません、答えにならないくて。

○池田和貴委員 非常に難しいと思います。ただ、ではこれは減っても別にいいのかと。これが減って、予算規模に対して減っていても、何の罰則も当然なかわけですね。

○米岡文化課長 実は美術館の収入につきましては、美術館の観覧料と展覧会の事業収入それから美術館の使用料、この3本立てで大體美術館の収入が決まってまいります。平成18年度までは2,700万ぐらいでいっていたわけですが、平成19年度は4,900万という収入を上げております。本当に一生懸命頑張っておられます。このときに収入が上がった理由は、ピカソ展それからナスカ展でございます。

それから、本年度につきましても、シャガール展とかそれから永青文庫、こういったもので、昨年と同レベルになるかどうかわかりませんが、その前の18年度よりもうんとふえるということは間違いのないと思っております。

○倉重剛委員 文化課長、私もエジプト展を見させていただいた。孫が非常に喜びまして、よかったなと思ったんです。ああいう催しをどんどんやってくださいよ。熊本県人はなかなか触れるチャンスが少ないわけだね。だから、やっぱりあそこはそういう一つのメッカですよ。ぜひ企画力を高めてもらって、収益は別問題として、さっき話が出ていたけれど

も、言われて私は前売券を買わせてもらった。100円ぐらい違ったかな。そういう努力は県職員もずっとやっているんですよね。行って、本当によかったと思います。だから、ぜひいい催し物をしてください。お願いしておきます。

○米岡文化課長 はい。ありがとうございます。

○池田和貴委員 私が言いたかったのは、そういうことなんです。県立美術館が、田舎におると都会の人に比べて、見る機会がなかなか少ないんだと思うんです。その企画展をきちんとやれるのは、商業ベースだけでなくできる公共の部分に負うところがやっぱり多いと思うんです。だからこそ、そういうインセンティブを働かせて、さらに魅力的なものを県民が見る機会をふやしてほしいと、そういう観点から申し上げていますので、ぜひよろしくをお願いします。

○早川英明委員長 今のは、追加はこういうことですよ。私も一緒に文治で行きましたが、売り上げは4,000万強上がったと。でも、実際の予算をそれに見合うバックをしてくれと、そういうことを本館の方からおっしゃるわけですよ。そうすることによって、なおいろんな魅力ある催し物をされるんだということをおっしゃったということです。文化課長は、そののところはどうですか。

○倉重剛委員 館長は今だれかな。

○米岡文化課長 今は上村館長です。

○早川英明委員長 そういう文治の視察のときに、懇談会の中でそういう意見が出ましたから、それをおっしゃったんですよ。

ほかにありませんか。

○高野洋介委員 スクールカウンセラーが、免許がなかったということなんですけれども、入れるときに免許証を見せてくださいとか、そういうのは手続上なかったのかなというのがあるんですよ。

○木村義務教育課長 先ほど申しあげました無資格のスクールカウンセラーでございますけれども、これは、実際に起こったのは平成12年度でございます。そのときに、履歴書とかそういうのを押さえまして、一応スクールカウンセラーには臨床心理士の資格証が要ります。それに関しましても一応持っているということで押さえまして、臨床心理士会というのが県にございます、そこにも尋ねまして「大丈夫か」と。そうしたら向こうは、「いい人が見つかって、よかったですね」というレベルだったんです。ところが、実際に平成13年になりましたら、どうも臨床心理士の資格を持ってないということが出てまいりました。本人が申しますには、自分は臨床心理士の資格を、ある医者から試験を受けろということで受けたと。それはどこに持っているかといったら、その人は奥さんがフィリピン人でございます。実際にフィリピンに行ったときに、家が火事になって燃えてしまったと。それで、そういう証書は実際は持っていないということがわかったわけでございます。実際、持ってなかったんですけれども。

○高野洋介委員 要は、県が確認ばしておらんということですかいね。そうでしょう、もとはそこでしょう。だから、そういったところがないように今後していかなんとでしょうけれども、290何人そういうカウンセラーの方々がおんなはると思うとばってん、みんながみんな持つておると思うですよ。まじめにしておる人たちばかりなもんですから、1人そういう人がおんなはると、周りがやっぱ

りそういう人が多いんじゃないかなという目があると思うんですよ。ですので、やっぱりそういったところも県としてしっかりと、やっぱり交付してないときは再交付してくださいとか、そういった形でしていかなぬと、またこういう事件なんかが起こったときにもっと大変なことになるかもしれませんので、そこから辺はしっかりと。

○木村義務教育課長 その後、そういうところをしっかりとやろうということで、臨床心理士の免許番号それからその写し、そういうものを実際に申請のときに出させるという形を現在はとっております。

○高野洋介委員 わかりました。

○山口ゆたか委員 義務教育課にお尋ねします。18ページです。いじめ・不登校対策総合推進事業ということで、主要事業の主な施策の成果ということで、201ページに載っておりますけれども、いろんな形で市町村等々と連携しながら進めておられるのだなというふうに思っておりますが、附属資料の7ページ、不登校児童生徒保護者への支援ということで、プロジェクトとしてはBの評価を得ております。この要因としてはどうということが挙げられるのか、そしてまた今後このいじめや不登校の問題をどう対処していられるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○木村義務教育課長 まず、いじめ・不登校問題でございますけれども、いじめにつきましては本県におきましては毎年11月か12月におきまして、県下一斉の調査をしております。各学校から一応、毎月上がってくるんでございますけれども、それでは十分じゃないということで——別に信用しないわけではございませんけれども——すべての子供たちに対し

まして、いじめられたと言う子供が平成18年度が約3万件ございました。そして、今年度の平成19年度が2万5,000件ということで5,000件減ってまいりました。

実際に、いじめに関しましては、いじめられた子供に対しましては各学校で取り組んでいきまして、99.9%近くが解消しているということで、もうほとんど解消しております。

不登校につきましては、非常に課題がございまして、6年ぐらい減少ぎみでございましたけれども、平成19年度に増加傾向に移りました。そこ辺がちょっと課題ということで、Bという評価が出ています。これにつきましては、本年度今までのスクールカウンセラーに加えまして、スクールソーシャルワーカーというもの、これは不登校等の原因が子供たちそのものに対するケアを行うのがスクールカウンセラーでございますけれども、やっぱり家庭環境、やっぱり、ある面で親の教育力というものが弱くなってきて、そういう面で家庭環境をちゃんとしていて不登校を直そうということで、スクールソーシャルワーカーというものを各教育事務所に本年度から導入しまして、不登校の解消を図っていきたいと思っているところでございます。

○山口ゆたか委員 ソーシャルワーカーを設置されるということで——ただし、今現場の方でちょっと感じる事なんですけれども、やはりそういった指導という形もありますけれども、かなりの時間をかけて家庭の人たちと向き合って、その方が実は一番、効率的には悪いように感じますけれども、結果的にはその方が問題解決が早いのではないかとことも思います。確かに財政が厳しい中、いろんな形で模索されていって思案されて構築されるんでしょうけれども、やはりこの問題はしっかりと、不登校という問題は、かなり家庭の影響が多いのではないかとこと

も、私が見た限りでは感じますので、そのあたりの充実を年々図っていただければということ要望しておきます。以上です。

○早田順一委員 最後、すぐ終わります。

文化課にお尋ねします。災害復旧費でありますけれども、地元の鞠智城の災害復旧事業で2,785万7,000円出ておりますが、ちょっと私が地元におりながら、こんな大きな災害があったのかなと思ったものですから、いつごろ、鞠智城のどの辺が災害に遇ったのか、ちょっと教えてください。

○米岡文化課長 平成18年度の台風でございまして、そのときの被害でございます。そして展望広場というのがございますけれども、その法面の崩壊でございます。

○早田順一委員 18年のいつごろですか。

○米岡文化課長 台風被害は、18年度でございます。

○早田順一委員 18年の梅雨時、台風時……。

○米岡文化課長 18年度でできなかった分を19年度に繰り越したということでございます。

○早田順一委員 はい、わかりました。

○早川英明委員長 ほかにございませぬか。なかったら、終わりますよ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、以上で教育委員会の分を終わりたいというふうに思います。どうも御苦労さまでございました。

今それぞれ質問がございました件につきましては、今後ともひとつ改善の方をよろしくお願い申し上げておきます。

午後 2 時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
決算特別委員会委員長